

目 次

第 1 号 6月9日（月曜日）

平成26年第2回下郷町議会定例会会議録（第1号）	1
議事日程第1号	2
開会	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
町長提案理由の説明	4
休会の件	10
散会	11

第 2 号 6月12日（木曜日）

平成26年第2回下郷町議会定例会会議録（第2号）	13
議事日程第2号	14
開議	15
一般質問	15
星 輝夫君	15
猪股謙喜君	19
散会	25

第 3 号 6月13日（金曜日）

平成26年第2回下郷町議会定例会会議録（第3号）	27
議事日程第3号	28
開議	31
報告第 1号 平成25年度下郷町一般会計の繰越明許費について	31
報告第 2号 専決処分の報告について（専決第7号 損害賠償の額の決定及び和解について）	32
報告第 3号 専決処分の報告について（専決第8号 損害賠償の額の決定及び和解について）	35
報告第 4号 専決処分の報告について（専決第9号 損害賠償の額の決定及び和解について）	39
議案第44号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第3号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定について）	43
議案第45号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第4号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について）	45
議案第46号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第5号 平成25年度下郷町一般会計補正予算（第6号））	48

議案第 4 7 号	専決処分につき承認を求めることについて（専決第 6 号 平成 2 5 年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号））	4 9
議案第 4 8 号	監査委員の選任について	5 1
議案第 4 9 号	消防ポンプ積載車購入契約について	5 2
議案第 5 0 号	雪寒建設機械購入契約について	5 3
議案第 5 1 号	平成 2 6 年度下郷町一般会計補正予算（第 1 号）	5 6
議案第 5 2 号	平成 2 6 年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	5 6
議案第 5 3 号	平成 2 6 年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	5 6
議案第 5 4 号	平成 2 6 年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	5 6
議案第 5 5 号	平成 2 6 年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	5 6
	平成 2 6 年度行政視察について	6 5
	日程の追加	6 5
	町長提案理由の説明	6 5
議案第 5 6 号	副町長の選任について	6 6
	閉会	7 1

平成26年第2回下郷町議会定例会会議録第1号

招 集 年 月 日	平成２６年６月９日				
本会議の会期	平成２６年６月９日から６月１３日までの５日間				
招 集 の 場 所	下郷町役場議場				
本 日 の 会 議	開会	平成２６年６月９日 午前１０時００分			議長 佐 藤 一 美
	散会	平成２６年６月９日 午前１０時４３分			議長 佐 藤 一 美
応 招 議 員	１番	星 正 延	２番	佐 藤 孔 一	
	３番	佐 藤 勤	４番	星 嘉 明	
	５番	佐 藤 盛 雄	６番	星 政 征	
	７番	猪 股 謙 喜	８番	室 井 亜 男	
	９番	山 田 武	１０番	星 輝 夫	
	１１番	小 玉 智 和	１２番	佐 藤 一 美	
不 応 招 議 員	なし				
出 席 議 員	１番	星 正 延	２番	佐 藤 孔 一	
	３番	佐 藤 勤	４番	星 嘉 明	
	５番	佐 藤 盛 雄	６番	星 政 征	
	７番	猪 股 謙 喜	８番	室 井 亜 男	
	９番	山 田 武	１０番	星 輝 夫	
	１１番	小 玉 智 和	１２番	佐 藤 一 美	
欠 席 議 員	なし				
会議録署名議員	６番	星 政 征	７番	猪 股 謙 喜	
地方自治法第 １２１条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	町 長	星 學	参事兼総務課長	星 敏 恵	
	参事兼税務課長	室 井 孝 宏	町 民 課 長	星 昌 彦	
	健康福祉課長	渡 部 善 一	産 業 課 長	佐 藤 壽 一	
	建 設 課 長	室 井 一 弘	主幹兼会計管理者	星 永津子	
	教育委員会委員長	白 石 光 史	教 育 長	大 竹 康 隆	
	教 育 次 長	五十嵐 正 俊	代表監査委員	渡 部 正 晴	
	農業委員会会長	渡 部 和 夫	農業委員会事務局長	湯 田 真 澄	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	事 務 局 長	大 竹 義 則	書 記	室 井 哲	
	書 記	大 竹 浩 二			
議 事 日 程	別紙のとおり				
会議に付した事件名	別紙のとおり				
会 議 の 経 過	別紙のとおり				

平成 2 6 年第 2 回下郷町議会定例会議事日程（第 1 号）

期日：平成 2 6 年 6 月 9 日（月）午前 1 0 時開会

開 会

開 議

諸般の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

6 番 星 政 征

7 番 猪 股 謙 喜

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長提案理由の説明

日程第 4 休会の件

散 会

(会議の経過)

○議長（佐藤一美君） ただいまの出席議員は11名であります。5番、佐藤盛雄君から遅参の届け出がありましたので、ご連絡申し上げます。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第2回下郷町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元にお配りのとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長から諸般の報告を順次行います。

議会事務局長、大竹義則君。

○議会事務局長（大竹義則君） おはようございます。諸般の報告をいたします。

皆さんのお手元に平成26年3月定例会から本定例会までの間の議員の皆さんの活動状況を記載して配付をしてございます。

また、議員の派遣内容を記載し、配付してございます。

さらには、今定例会に説明員として出席されます執行機関の職氏名一覧表につきましてもお手元に配付してありますので、ご了承願います。

なお、地方自治法第243条の3第2項の規定による財団法人下郷町観光公社、南会津地方土地開発公社及び下郷町地域振興株式会社に係る財政状況に関する書類の提出がありましたので、お手元に配付してございます。

次に、本年6月から平成27年3月までの議会行事予定一覧表、会津みなみ農業協同組合代表理事組合長からの要請書についても配付をさせていただいております。

次に、表彰状の伝達を行います。去る6月3日に開催されました県町村議会議長会定期総会の席上におきまして、星嘉明君が町議会議員として20年以上在職し、特別功労者として長きにわたり地方自治の振興にご尽力されましたご功績に対して表彰の荣誉に浴されました。まことにめでとうございます。

この場をおかりいたしまして、議長より表彰状の伝達をさせていただきます。

議長、演壇の前にお進み願います。4番、星嘉明君、演壇の前までお進みください。

○議長（佐藤一美君） 表彰状。

星嘉明殿。

あなたは、町村議会議員として20年の長きにわたり、地方自治の振興、発展と住民福祉の向上に尽くされた功績はまことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成26年6月3日、福島県町村議会議長会会長、八島博正。

(表彰状授与、拍手)

○議会事務局長（大竹義則君） それでは、受賞されました星嘉明君よりご挨拶をお願いいたします。

○4番（星嘉明君） 一言お礼を申し上げます。

このたび福島県町村議会議長会から議員在職20年のゆえをもって特別功労者として表彰を受章し、ただいま議長から伝達授与を受けました。まことに身に余る光栄に存じて

おります。このたびの受章は、町民の皆様方、先輩、そして同僚議員の皆様、また歴代町長さんを初め、職員の皆様方の日ごろからの温かいご指導とご支援、ご協力により受章できたものと、心から感謝を申し上げます。

この20年を顧みますと、平成6年の補欠選挙において議会議員として初当選し以来、福島国体、役場庁舎の建設、甲子道路の開通など、町民の皆さんの生活や福祉の向上のために議員としてかかわることができました。深甚なる感謝の意を表するものであります。

今後は、町民の幸せ、町の発展など、忘れることなく、議員活動に専念してまいりたいと考えております。どうか今後とも温かいご指導とご支援をお願いいたします。お礼の言葉といたします。まことにありがとうございます。（拍手）

○議会事務局長（大竹義則君） 以上で諸般の報告とさせていただきます。

○議長（佐藤一美君） これで諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤一美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において6番、星政征君及び7番、猪股謙喜君を指名いたします。なお、両君には、今定例会の会議録についてのご署名をお願い申し上げます。

日程第2 会期の決定

○議長（佐藤一美君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月13日までの5日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月13日までの5日間と決定いたしました。

日程第3 町長提案理由の説明

○議長（佐藤一美君） 日程第3、町長提案理由の説明を行います。

町長から提案理由の説明を求めます。なお、この際当局提案にかかわる議案を一括上程いたします。

（何事か声あり）

○議長（佐藤一美君） それでは、室内が暖かくなってきましたので、皆様をお願いします。議場内の気温が上昇してきましたので、脱衣を許可します。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

平成26年第2回下郷町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しいところご出席をいただき、まことにありがとうございます。

先ほどの諸般の報告及び表彰伝達披露でもご紹介されましたが、去る6月3日、福島県町村議会議長会長から星嘉明議員が特別功労者として表彰を受けられましたことにつきまして町民を代表してお祝いを申し上げます。

星議員におかれましては、6期にわたり議員として、そして議長として議員活動に専念され、常に町民の声の代弁者として住民の利益のためにご努力されました。その議員活動の功績が高く評価され、実を結んだものであります。このたびの表彰をよい機会として、住民福祉のさらなる充実を図るため邁進されますことをご期待申し上げます。まことにめでとうございます。

さて、5月は不純な天候でありましたが、農家の方には田植えも終わり、一段落していることと思います。ことしは、町内あちこちで桜の花が咲き誇り、最近にはないすばらしい景観となりました。

また、ゴールデンウィーク中には戸赤の山桜まつり、桑取火のかたくりまつりなど、各地で行われたイベントは天候にも恵まれ、これまでにない人出でにぎわいました。6月1日に開催されました100万年ウォークでは、県内外から約450人の方が参加され、遠くは愛知県からも訪れ、新緑の下郷町を満喫されました。

それでは、提案理由の説明に先立ち、前議会以降における主な出来事についてご報告をさせていただきます。

初めに、4月22日、宮城大学、兵庫県立大学の両大学と大学間連携共同教育推進事業の共同実施に係る協定書の締結についてご報告申し上げます。これは、大学同士の連携を支援する文部科学省の事業の一環で、教員や大学生が町を訪れ、町と両大学が地域と交流しながら、地域活性化のための調査や研究をする事業で、協定の期間は5年間となっております。この事業につきましては、平成23年度にオープンした本町のグライングルテンの建設に当たり、当時福島県の環境アドバイザーを務めておられた宮城大学副学長である森山雅幸教授が景観施設等に関する指導、助言、そしてランドデザインの作成など、基本設計にかかわっていただきました。このようなご縁から、森山教授よりこの連携事業のご提案をいただき、今回の締結に至ったところでございます。共同に取り組むメニューといたしましては、本町の気候風土に適した農産物の発掘や、新たな6次化商品の開発、新たな観光資源の開発、既存イベントの検証と学生イベントの参加、また福祉面では居宅サービス等の自立支援の充実や、高齢者の生きがいがづくりの支援等を協力事項として掲げております。今後多くの大学生が下郷キャンパスとして研究に活用していただいて、新たな視点での下郷町の地域活性化につなげていただくこと、全国に下郷町の魅力を発信していただけるものと期待しております。

次に、来春の大型観光企画ふくしまデスティネーションキャンペーンの前年企画、プレデスティネーションキャンペーンのメイン行事が5月21日から23日の3日間にわたり開催されました。21日には、全国宣伝販売促進会議が郡山で開催され、全国から集まった旅行関係者、J R グループなど、約600人に本県、本町の魅力をアピールしたところで、また22日、23日の両日には全国の観光業者ら約60名が南会津地方の現地視察を行い、下郷町では大内宿を視察され、観光PRに努めたところでございます。昨年は、八重の桜

効果と風評対策によるさまざまな事業の展開により、大内宿を初めとする主要観光地は震災前の入り込み客数に近づいてはまいりましたが、さらに来年本番のふくしまデザインーションキャンペーンを活用した観光事業を展開していきたいと思っております。

次に5月27日に小沼崎と甲子を結ぶ会津縦貫南道路小沼崎バイパス、延長1.5キロメートルの起工式、安全祈願祭が行われ、平成30年の完成を目指し、建設工事に着手いたしました。ご存じのとおり、現国道は道路幅も狭く、カーブの多い交通事故多発地点であり、交通の安全確保のため、早急な道路整備が求められておりました。また、湯野上バイパス区間においても事業促進を図るため、国土交通省郡山国道事務所が役場庁舎内に湯野上バイパス下郷整備促進室を設置、用地取得のため準備室が3月に開所されました。今回の6月補正に用地買収に係る経費を計上させていただきましたが、7月から張平地区と中妻地区の用地買収が予定されているところでございます。計画区間の完成によりまして第3次救急医療体制の充実と下郷町の産業振興にも大きな効果があらわれるものと期待しております。今後も早期完成に向けた国への働きかけを進めてまいりますので、これまで同様に、議会の皆様のご協力をお願い申し上げます。

企業誘致関係につきましては、産業復興に向けて県が創設した補助制度、ふくしま産業復興企業立地補助金を活用して遊具製造業の株式会社コトブキ福島工場が5月29日に完成し、落成式の運びとなりました。本工場は、間伐材とプラスチックを原料としたベンチ等の材料を製造するものであり、本町の林業が低迷している現況で、林業振興も見込まれ、産業の発展にも大きく貢献いただけるものと思います。また、本町においての雇用の拡大が図られ、地域の経済効果に大きくつながるものと期待しているところでございます。

次に、高齢者の方に住みよい町を提供する事業として、高齢者の通院や買い物などに不便を来している70歳以上の高齢者、または身体障害者手帳を持つ65歳以上の方を対象としたタクシー料金の一部を助成する高齢者タクシー助成事業が開始されました。5月1日にタクシー業協力事業所3社との協定書を行い、5月15日から役場窓口で申請受付事務を行っているところです。6月6日現在で263名の方に助成券が交付されております。

次に、風評対策につきましては、漫画美味しんぼが福島に行ったら鼻血が出る。原発事故と鼻血をめぐる描写が問題化され、連日のようにテレビや新聞などで報道され、温泉旅館のキャンセルなど、新たな不安が広がり、安倍首相も美味しんぼによる風評被害払拭のため福島を視察しました。漫画については、しばらく休載となりました。このような状況から、町では食の安全を広めようと、着地型ツーリズム推進事業でこれまで取り組んできた下郷町の特産品を使用した料理やレシピをまとめたごっつおの〜おもてなしを活用した食の安全、安心と、PRするための事業として6月補正にて事業経費を計上したところです。

次に、最近の景気動向について申し上げます。社会保障の充実を掲げ、平成26年4月1日から消費税が5%から8%に引き上げられることに伴い、駆け込み需要が懸念され、家電販売店や百貨店などの小売業関連業種の景気観悪化が顕著となりました。先月23日に、内閣府が発表しました月例経済報告では、現状では景気は緩やかに回復基調が続い

ているが、消費税引き上げに伴う駆け込み需要の反動により弱い動きも見られるとしております。このような月例報告後に政府は30日、消費税増税の影響を反映した4月の物価、生産、雇用の統計を発表しました。全国消費者物価指数は、生鮮食品を除き前年度比3.2%の上昇と、バブル崩壊以降で最大の上げ幅となり、家計一世帯当たりの消費支出は30万2,140円と、物価変動を除く、実質で前年同月4.6%減に大きく落ち込んだと発表。県内の経済状況についても回復しつつあるが、なお消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要及びその反動の影響が見られ、雇用情勢については新規求人数は復旧・復興需要により、建設業等で高い水準となっているほか、製造業で増加し、有効求人倍率は高水準で推移しているものの、求人需要が高い職種と、求職需要 高い職種に相違が見られる状況となっているとしています。雇用情勢につきましては、先月30日、福島労働局が発表した4月の求人倍率は1.39倍だったと発表し、前月を0.03ポイント上回り、職種により一部厳しさが残るものの、復旧・復興関連の求人の増加などにより、着実に改善していると分析しております。

それでは、本定例会にご提案申し上げました報告4件、議案12件についての概要につきましてご説明を申し上げますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、報告第1号 平成25年度下郷町一般会計の繰越明許費についての件ですが、平成26年第1回定例会において繰り越しのご議決をいただいたものであります。民生費では、子ども・子育ての支援新制度に係る電子システム構築等事業、災害復旧費では農業用施設災害復旧事業で十文字地区、大松川地区、落合地区の3地区、林業施設災害復旧事業林道大峠線、これらの事業につきましては平成25年度内にその支出が終わらないことから、所用の財源を平成26年度に繰り越しし、事業実施を図ったものであり、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものであります。

次に、報告第2号 専決処分の報告について（専決第7号 損害賠償の額の決定及び和解について）ですが、平成26年2月16日に発生しました下郷ふれあいセンター前駐車場に駐車中の自動車へ同センターの屋根からの落雪による自動車損害事故に係る損害の賠償及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第3号 専決処分の報告について（専決第8号 損害賠償の額の決定及び和解について）ですが、平成26年2月16日に発生いたしました役場庁舎裏駐車場に駐車中の自動車へ庁舎屋根からの落雪による自動車損害事故に係る損害の賠償及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第4号 専決処分の報告について（専決第9号 損害賠償の額の決定及び和解について）ですが、平成25年11月12日に発生しました町道大内小屋前線地内での法面から出ていた立木に貨物車両屋根の部分が衝突したことによる自動車損害事故に係る損害の賠償及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分い

たしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次に、議案第44号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第3号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定について）であります。今回の改正につきましては地方税法の一部を改正する法律等が平成26年3月31日交付され、同4月1日から施行されましたので、町税条例を一部改正するものです。主な改正内容につきましては、法人税割の税率を低減し、引き下げ相当分を国税化し、地方法人税を創設し、地方交付税を原資化するものであります。

次、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例については、平成27年度までの適用期限を3年間延長し、平成30年度とするものです。

次に、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、政府の補助を受けて建築基準法に基づき、現行の耐震基準に適用させるよう修繕工事を行った場合は改修工事が完了した年の翌年度から2年度分を固定資産税の2分の1を軽減する措置であります。

次に、優良住宅地の造成のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税特例について、平成26年度までの適用期限を3年間延長し、平成29年度までとする主な改正内容となります。地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日専決いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

次に、議案第45号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第4号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について）であります。今回の改正につきましては地方税法の一部を改正する法律等が平成26年3月31日交付され、同4月1日から施行されましたので、下郷町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

主な改正内容につきましては、後期高齢者支援金等課税等の限度額を現行の14万円から16万円とし、介護納付金課税額の限度額を現行の12万円から14万円とする改正で、医療給付費については51万円までの据え置きとし、限度額総額を70万円から81万円となる改正内容です。

また、減額に係る基準となる2割軽減基礎額については35万円から45万円とする改正内容であります。地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日専決いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

次に、議案第46号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第5号 平成25年度下郷町一般会計補正予算（第6号））についてであります。既決予算額に歳入歳出それぞれ1億4,781万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億9,722万6,000円とするものであります。

歳入につきましては、地方揮発油譲与税を初め、特別交付税等の額の確定に伴う補正計上であります。

歳出につきましては、参議院議員通常選挙費の確定、農業者戸別所得補償推進事業の事業費の確定による補正計上であります。地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日専決いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

議案第47号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第6号 平成25年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））についてであります。既決予算額の総額から歳入歳出それぞれ1,542万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億1,366万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金を初め、医療給付費等の額の確定に伴う補正計上であります。

歳出につきましては、保険給付費の確定と財源内訳の補正及び国保運営の安定化を図るため、国保基金積立金に2,000万円を積み立てるものであります。地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日専決いたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

次に、議案第48号 監査委員の選任の件についてでございますが、このたび代表監査委員が6月30日をもって任期満了となることから、引き続き下郷町大字豊成字倉616番地、渡部正晴氏を選任するご提案でございます。渡部氏は、税務統括官及び税理士としての抱負な経験と専門的知識を持って町代表監査委員として平成18年7月から現在までの2期8年間にわたり、その卓越する識見で職務を全うされてこられました。このことから、引き続き渡部正晴氏を監査委員に選任したく、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第49号 消防ポンプ積載車購入契約の件についてでございますが、今回の購入の消防ポンプ積載車については、平成3年に購入したポンプ積載車が20年以上経過し、更新時期にきていることから購入するものでございます。去る5月21日、5社から成る指名競争入札の結果、会津若松市桧町2番41号、会津消防用品株式会社代表取締役、佐瀬良一が966万6,000円で落札いたしましたので、本契約を締結したく、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第50号 雪寒建設機械購入契約についての件でございますが、今回の購入の除雪ドーザーについては、平成6年に購入した除雪ドーザーが20年を経過し、たびたび故障し、部品の調達が難しくなり、更新時期にきていることから、今回同等の14トン級の除雪ドーザーを購入するものでございます。去る5月23日、5社から成る指名競争入札の結果、会津若松市町北町大字始字宮前91番地の1、コマツ福島株式会社会津支店支店長、荒井進が1,562万7,600円で落札いたしましたので、本契約を締結したく、議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第51号 平成26年度下郷町一般会計補正予算（第1号）につきましては、既決予算の総額に1,266万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億6,260万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫補助金として消費税の引き上げに伴い、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の児童手当の支給児童を対象に、対象児童1人につき1万円を支給するためのシステム改修経費を子育て世帯に対する臨時特例給付事業事務費補助金として226万3,000円を計上、同じく消費税の引き上げに伴い、低所得者に与える影響を軽減するための臨時的に給付対象者1人につき1万円を支給、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族年金等の受給者には1人につき5,000円を加算して支給するための臨

時福祉給付金システム事務委託等の経費を臨時福祉給付金事業事務費補助金として国からの補助として133万6,000円を計上、国庫委託金としては会津南縦貫道路の建設に伴う用地買収委託金182万円、県補助金としては産地生産力強化総合支援事業県補助金としてソバ、麦用コンバイン購入費の27.7%補助として224万2,000円の計上、消費者風評対策事業としてモニターツアーを実施し、下郷町の特産品を使用した料理やレシピをまとめたごっつおのおもてなしを活用した食の安全、安心とあわせて、湯野上温泉の魅力をPRするための経費として500万円の計上が主なものであります。

歳出につきましては、歳入で説明申し上げました事業に加え、4月1日の人事異動等に伴う予算の科目外等による補正計上が主なものであります。

次に、議案第52号 平成26年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既決予算の総額から1,016万9,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億7,983万1,000円とするものであります。国民健康保険特別会計につきましては、6月補正予算が前年度の所得の確定等による本算定でありますので、歳入歳出について再算定をいたしております。その結果、歳入におきましては一般被保険者の保険税について前年の所得が当初見込みより伸びたことから838万8,000円の増額となりました。一方、国庫支出金の医療費給付費、後期高齢者支援分等につきましては、これまでの給付実績に伴い3,183万2,000円の減額計上となりました。医療給付費交付金につきましては、交付金の伸びにより1,708万円の増額補正計上であります。

歳出につきましては、職員の人事異動に伴う補正額増と財源の補正が主な補正内容でございます。

次に、議案第53号 平成26年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既決予算の総額から53万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億3,262万4,000円とするものであります。歳入及び歳出につきましては、職員の人事異動に伴う補正計上が主なものであります。

次に、議案第54号 平成26年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既決予算の総額191万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,887万6,000円とするものであります。歳入及び歳出につきましては、倉棚ほ場整備事業に伴う水道管移設に伴う県委託金188万円、職員の人事異動に伴う補正計上が主なものであります。

次に、議案第55号 平成26年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳出において職員の人事異動に伴い258万6,000円を減額し、予備費により調整し、歳入歳出総額には変更はありません。

以上、本定例会にご提案いたしました諸議案等につきましてご説明申し上げましたが、詳細につきましては後ほど所管課長等から説明させますので、慎重なるご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

日程第4 休会の件

○議長（佐藤一美君） 日程第4、休会の件を議題とします。

お諮りします。6月10日及び11日は議案思考のため、それぞれ休会にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、6月10日、11日の2日間を休会とすることに決定いたしました。なお、再開本会議は6月12日であります。

議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（佐藤一美君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。（午前10時43分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年6月9日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

平成26年第2回下郷町議会定例会会議録第2号

招 集 年 月 日	平成２６年６月９日				
本会議の会期	平成２６年６月９日から６月１３日までの５日間				
招 集 の 場 所	下郷町役場議場				
本 日 の 会 議	開議	平成２６年６月１２日　午前１０時００分			議長 佐 藤 一 美
	散会	平成２６年６月１２日　午前１０時５６分			議長 佐 藤 一 美
応 招 議 員	１番	星	正 延	２番	佐 藤 孔 一
	３番	佐 藤	勤	４番	星 嘉 明
	５番	佐 藤	盛 雄	６番	星 政 征
	７番	猪 股	謙 喜	８番	室 井 亜 男
	９番	山 田	武	１０番	星 輝 夫
	１１番	小 玉	智 和	１２番	佐 藤 一 美
不 応 招 議 員	なし				
出 席 議 員	１番	星	正 延	２番	佐 藤 孔 一
	３番	佐 藤	勤	４番	星 嘉 明
	５番	佐 藤	盛 雄	６番	星 政 征
	７番	猪 股	謙 喜	８番	室 井 亜 男
	９番	山 田	武	１０番	星 輝 夫
	１１番	小 玉	智 和	１２番	佐 藤 一 美
欠 席 議 員	なし				
会議録署名議員	６番	星	政 征	７番	猪 股 謙 喜
地方自治法第 １２１条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	町 長	星	學	参事兼総務課長	星 敏 恵
	参事兼税務課長	室 井	孝 宏	町 民 課 長	星 昌 彦
	健康福祉課長	渡 部	善 一	産 業 課 長	佐 藤 壽 一
	建 設 課 長	室 井	一 弘	主幹兼会計管理者	星 永津子
	教育委員会委員長	白 石	光 史	教 育 長	大 竹 康 隆
	教 育 次 長	五十嵐	正 俊	代表監査委員	渡 部 正 晴
	農業委員会会長	渡 部	和 夫	農業委員会事務局長	湯 田 真 澄
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	事 務 局 長	大 竹	義 則	書 記	室 井 哲
	書 記	大 竹	浩 二		
議 事 日 程	別紙のとおり				
会議に付した事件名	別紙のとおり				
会 議 の 経 過	別紙のとおり				

平成 2 6 年第 2 回下郷町議会定例会議事日程（第 2 号）

期日：平成 2 6 年 6 月 1 2 日（木）午前 1 0 時開議

開	議	
日程第	1	一般質問
散	会	

(会議の経過)

○議長（佐藤一美君） おはようございます。

ご連絡します。今定例会の説明のため出席を求めた農業委員会会長、渡部和夫君が公務のため本日の会議を欠席いたしますので、ご了承願います。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

初めに、町長より発言を求められておりますので、許可いたします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

去る6月9日、提案理由説明の中で、議案第51号 一般会計予算歳入歳出予算の総額を「44億6,266万1,000円」と説明するところを「44億6,260万1,000円」と読み違えがありましたので、歳入歳出予算の総額をそれぞれ「44億6,266万1,000円」と訂正させていただきます。

以上でございます。

日程第1 一般質問

○議長（佐藤一美君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

10番、星輝夫君。

○10番（星輝夫君） 皆様、おはようございます。議席番号10番の星輝夫でございます。今回も一般質問させていただきます。

今回は4項目ほどありまして、1つ目に本年度の新規採用職員及び人事異動について、2つ目に観光案内標識及び老朽化について、3番目に入湯税の使途について、最後ふるさと納税について、この4点を通告どおり一般質問させていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、質問させていただきます。1、本年度の新規採用職員及び人事異動について。1、本年度の新規採用職員は4名と広報にありましたが、応募者数は何名であったのでしょうか。

2、新規採用職員の採用方法、選考基準は。また、専門職での募集はしないのか。

3、4月1日付で本庁職員の人事異動があり、広報で発表されました異動基準を教えてくださいたいと思います。

2番、観光案内の標識の老朽化について。未曾有の震災より丸三年が過ぎ、ようやく震災前の観光客数に戻りつつあります。本町は、南会津屈指の観光地、県内外はもとより、都市部からの数多くの来客数が訪ねてきます。そこで、観光案内の標識は十分整備されているのでしょうか。いま一度町内にある観光標識の整備を当局に願いたいのですが、当局の見解はどうでしょうか。

3、入湯税の使途について。湯野上温泉地区には、旅館、ホテル、民宿等温泉施設を有した宿泊場所がある。温泉施設には入湯税が発生するが、本町の入湯税はどの程度の徴収額があるのか、また徴収された税金はどのように使用されているのかを伺いたいと思います。

4、ふるさと納税について。ふるさと納税者にことしから町産品をプレゼントすることになりましたが、贈呈品は5万円以上の納税者には3,000円分、10万円の納税者には5,000円分の町産品とあります。また、広報には町産品の内容は選べずともありましたが、ふるさとを応援する目的で寄附をしてくる返礼品を目的にふるさと納税をしているわけではないと思います。寄附金額にとらわれず、本町の温泉施設への宿泊等の企画、または考えはないのかを伺いたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、10番、星輝夫議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、本年度の新規採用職員及び人事異動についてのご質問でございますが、1つ目の本年度の新規採用職員は4名と広報にありましたが、応募者数は何名であったでしょうかとのご質問は、平成26年4月1日付の新規採用職員は、職種別に一般事務が2名、保育士が2名、計4名となっております。それぞれの申込者数は、一般事務が12名、保育士が15名でございました。

次に、2つ目の新規採用職員の採用方法と選考基準は、また専門職での応募はしないのかとのご質問については、試験の方法につきましては第1次試験においては県町村会の実施する統一試験により、職員として必要な一般知識等についての教養試験及び専門職についてはその職種の職員として必要な専門知識等についての専門試験を実施し、その合格者に対して作文及び個別面接による第2次試験を実施し、採用する者を選考しております。また、職員の定数管理につきましては、事務事業及び職員数を総合的に勘案し実施していくになっていきますので、専門職でない募集はしないということではありませんので、ご理解をお願いします。

3つ目の4月1日付での本庁職員の人事異動があり、広報で発表された異動基準を教えてくださいたいのご質問でございますが、職員として担当する事務に精通することはもとより、幅広い知識を有するようさまざまな部署で経験を積むことも人材育成の観点から有効であると考えております。議員おただしの定期人事異動につきましては、これらを考慮し実施しておりますので、ご理解を願いたいと思います。

次に、観光案内標識の老朽化についてのご質問でございますが、観光客や来訪客の利便性を高めるため、町設置を初め、町観光協会が設置した観光案内看板は要所にあり、十分にその機能を発揮しているものと思っています。また、看板、標識の設置に関しましては、周辺の風景と調和のとれたデザインや色彩を基本とし景観の向上に努めておるところでございますが、設置者が不明な看板や老朽化により撤去が必要な看板も少なからず存在することから、その危険性や景観上の問題を踏まえて大きな課題と認識し、可

能なものから早急に対応していきたいと考えております。

次に、入湯税の使途についてのご質問でございますが、1つ目の入湯税の徴収額でございますが、平成23年度は503万3,400円、平成24年度は563万3,250円、平成25年度は608万9,850円の徴収額となっております。

次に、入湯税はどのように使用されているのかにつきましては、観光振興、湯野上温泉周辺の観光施設、設備に充てております。観光振興において、湯野上温泉観光協会補助金、下郷町観光協会補助金へ、観光施設整備の中には中山風穴公園環境整備委託、塔のへつり環境整備委託、大川ダム西公園桜の森整備環境委託等へ充当しております。

次に、ふるさと納税についてのご質問でございますが、まずふるさと納税は地方間格差や過疎などによる税収の減少に悩む自治体に対して格差是正を推進するための新構想として平成20年、前安倍政権のときに創設された制度であり、正確にはふるさと寄附金といい、個人が2,000円を超える寄附を行ったときに所得税と住民税から控除される制度です。ふるさと納税の5つの主な特徴として、所得税と住民税が控除される、寄附をする先は生まれ故郷でなくてもよいと、複数の自治体、ふるさとに寄附を通じて支援すると、寄附の使い道指定ができる制度であると、また特産品や工芸品等各地域の御礼の品がもらえる場合があると、などであります。その中で、今年度から実施しております当町の特産品などの御礼の品であります。5万円以上の納税者における3,000円分の贈呈品としてはじゅうねん味噌、戸赤の花まめパイ、下郷の旅などのワインカップの詰め合わせなどがございます。10万円以上の納税者における5,000円分の贈答品としては、先ほどの品にじゅうねんうどん、じゅうねん油などを加えております。それらの町に関連したものを特産品などの御礼品として送り、当町をアピールしているところであります。今述べたように広報掲載の町産品の内容は選べませんとあるのは、ふるさと納税者が町産品を選ぶものではなく、町の特産品などをふるさと寄附金に対して御礼として感謝の気持ちで御礼とご理解いただきたいと思います。

議員おただしの本町温泉施設への観光宿泊等の企画であります。それらにつきましては観光協会の補助など、観光施設における誘客の面で対応していきたいと考えております。

以上、10番、星輝夫議員の質問についてお答えいたしました。

○議長（佐藤一美君） 再質問はありませんか。

10番、星輝夫君。

○10番（星輝夫君） 答弁ありがとうございます。

まず、1番の本年度の新規採用職員及び人事異動でございますけれども、今回4名一応採っております。そして、応募者数は27名でございますけれども、退職者は多分3人だったと思うのです。それで、1名増員になっているのですけれども、今後こういった形で一応増員していく考えがあるのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

あと、2番目の新規採用で専門職の募集はないのかと言ったのですけれども、当地区一応国調をやって10年近くになります。しかし、いまだにまだ認証を受けていないのです。それはやはり専門がいらないから、それだけに職員も頑張って仕事をやっていると思

うのですけれども、やはり専門は専門職でとってもらいたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

あと、今回の3番目の人事異動でございますけれども、新聞で見たら技師が動いています。やはり技師というのはその場所にとっては大変な偉大な人間であります。それで、私たち産業厚生で2年ほど前に群馬県、長野県に研修に行ってきたして、そのまちに本町と同じ伝統的建造物、そういった建物、物件がありました。その担当の課長さんが言っておりました。やはりこの建物を守っていくには専門の技師が必要です、我々のまちは絶対に変えることはしませんという、そういう研修で来た言葉をいただいておりますので、やはりそういった技師は動かさないような感じでひとつよろしく願いいたします。

あと、2番目の観光案内標識の老朽化についてでございますけれども、私見てみますと湯野上温泉駅の標識、駐車場ですか、あれが2メートル近くあって、直径30センチ、もう腐ってがたがたしているのです。あれ危ないです。それに小野登山道の入り口ももう腐ってないのです。事故になってから一応撤去した、新しくしたでは遅いので、やはりそれをなるべく巡回してもらってひとつ検討してもらいたいと思います。

それから、もう一つ、今回予算がついたということでコミュニティーセンターの遊具ですけれども、あそこも腐って危ない。そして、テープがぐるぐるぐると巻いてあります。危険という看板になっています。小さい子供は、ああいう危険なというのはわからないのです。何でもなってから対応。しもごう幼稚園の園児事故になってから雪止めつけても遅いのです。その前に観光客がけがしないためにもなるだけ早く危ないものは撤去してもらいたいと思います。

入湯税の3番の使途についてでございますけれども、今回湯野上温泉の入湯税が昨年は大体600万近く入っていると聞いたのですけれども、そういった入湯税も払っているのにごみを出すときにまた一般者と別料金で払っていると聞いておりますので、やはりそこら辺もいい待遇面の措置をとってもらえますようよろしく願いいたします。

あと、4番目のふるさと納税についてでございますけれども、今回宿泊のほうも検討しますと言っていたのですけれども、やはりそういった下郷町の産品、それをカタログ化して、そして納税者に配布する、そして選んでもらう。そうすれば全国的にPRになるし、ほかの市町村では何十億と集まったという話も聞いておりますので、そういった考えのもとに、ひとつ全国にPRするためにもそういったカタログをできないのかどうか、よろしく願いいたしまして質問終わります。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

なお、星輝夫君のコミュニティーセンター遊具については、質問しておりませんので、答弁をしません。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、10番、星輝夫議員の再質問についてのおただしにつきましてお答えしたいと思います。

25年度の退職者が3名で26年度の採用が4名であるということでございますが、町の

職員定数の基準には町長、事務部局97人、議会事務部局2名、教育委員会事務局21名、計120名が定数になっております。現在は、町長事務部局が81名、議会事務部局が2名、教育委員会事務局が13名、計96名プラス年間雇用の臨時職員が3名で99名になっております。人事案件につきましては、町長の専権事項でございますので、どうかその辺をご了解いただいて、やはり少ないところについては補充していかななくてはならないし、長い間苦勞されている職員についてもやはり雇用していかなければならないというような考えのもとで4名の雇用を決定したわけです。

次に、国調の関係については、専門職の採用の件ですが、これは当然でございます。専門職を26年度は1名雇用する予定で考えております。それから、技師の異動についても、先ほど町長の専権事項でございますので、それは兼務職として辞令を交付しておりますので、何ら業務に支障はないと思っております。

次に、看板の関係でございますが、湯野上温泉駅前の看板あるいは小野登山口の看板ということで、先ほども答弁申し上げましたように可能なものから早急に対応していきたいという考えでございます。

それから、入湯税の関係でございますが、これは10番議員の質問内容と全く異なることでありますので、これはごみ処理の料金ということについては入湯税は何ら、違いがあるという私の解釈ですので、その辺はご理解願いたい。

それから、ふるさと納税者についてのカタログの製作でございますが、これは当然今年度からふるさと納税者に対して町の特産品を御礼として差し上げるということが初めてでございますので、そのカタログ製作まで至っておりません。そうしたことを今後PRしてふるさと納税者が多くなるように努めていきたいと、こう思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 再々質問はありませんか。

10番、星輝夫君。

○10番（星輝夫君） 再々質問ではないのですが、町長さんの今回の予算編成につきまして新聞、テレビ等で見ておりますので、町民のためにひとつ頑張ってもらいますようによろしくお願いいたしますしまして私の一般質問終わらせていただきます。

○議長（佐藤一美君） これで10番、星輝夫君の一般質問を終わります。

次に、7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） 7番、猪股謙喜、一般質問を通告書どおりいたします。よろしくお願いいたします。

まず最初に、櫛原堰の件についてご質問いたします。櫛原堰は、櫛原堰ができる以前、新編会津風土記によりますと既に五カ村堰という記録がございます。これは、1809年ごろの記録でございます。これは、図面等ありませんが、多分今の集落の下の大川と余り高低差のないところに築かれた堰かと思われます。この堰が安政6年、1859年7月25日の大洪水と同じ年の8月13日暴風雨がありまして、この五カ村堰が流されたという記録がございます。その後、倉櫛地域は米をよそから購入していたという記録もございまして、実際倉櫛堰が着工に至ったのは文久3年、1863年の12月に弓田円蔵氏により着工さ

れました。その後、明治3年に一部水を通すことができ、明治16年に完成を見たという記録がございます。これにより、倉村から檜原にかけての水田面積は2倍になったという記録もございます。

そこで、現在に至るまでこの倉檜堰、田蔵堰というものはたびたび堰が流され、その都度復旧されて現在に至っております。現在までにその倉檜堰におきまして受益者からのどのような要望があったのか、またそれによる町の対応はどうだったのかお尋ねします。

次に、平成26年度一般会計予算で10万円計上されています倉檜堰対策協議会についてお尋ねいたします。現在この協議会はどのような進捗状況であるのかお尋ねいたします。

質問の大きな項目の2番目です。再生可能エネルギーによる地域の振興策についてお尋ねいたします。平時において行政区で管理する街路灯の電気料金、また非常時の一時避難所の電灯、個人所有の携帯電話等への充電を賄うことが可能な再生エネルギーによる発電設備を町の地域振興策としてできないかどうかお尋ねいたします。平時においては、行政区で区費を集めて電灯料金、電気料金を工面しておる集落がほとんどでございます。今後集落の人数が少なくなり、戸数が少なくなるとそういった街路灯等の料金の負担も行政区にとっては重くのしかかるであろうことは容易に想像できますので、そういったことを鑑みて町の地域振興策として何とかできないか、お願いを込めてお尋ねいたします。

次に、森林資源を燃料とするバイオマス発電所の誘致を考えてはどうかということでございます。下郷町は、森林面積が広く、資源としての森林の有効利用を図ることができ、荒れた山林を間伐、除伐によって森林の再生にもつながります。ぜひともこういった施設を何とか下郷町に誘致できないかということで質問いたします。

次に、下郷町では、民間で町内2カ所の河川に小水力発電施設が建設される予定でございます。これ以外に民間が利用可能な準用河川や普通河川及び農業用の水路はあるのかどうかお尋ねいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 7番、猪股謙喜議員のご質問にお答えいたします。

初めに、倉檜堰に関する質問でございますが、倉村、檜原行政区からは毎年重点事業として倉檜堰への改修の要望をいただいているところです。町としては、これを受け平成20年1月17日付で下郷町と南会津町と南会東部非出資漁業組合と倉村区長さんと檜原区長さん及び南会津町の長野区長さんの6者連名による阿賀川広域基幹河川改修事業促進について要望書を南会津建設事務所長へ提出しております。さらに、平成22年度からは、会津総合開発協議会南会津地方部会での南会津を開く最重点要望事項に位置づけし国、県へ阿賀川河川改修計画の自立について要望をし続けているところですが、現実にはかなり厳しい状況があります。このような経緯の中、私は両地区区民の切実なる願いを重く受けとめ、上部機関への要望に対する体制強化の必要性を感じ、倉檜堰対策協議

会の設立を呼びかけ、ことしの2月7日には倉村集会所において両区の区長さんを初め、関係代表者、南会津農林事務所にもご参集願ひ、私の意思表示を含めた今後の取り組みについて話し合いを持ったところでございます。この会議の経過も踏まえ、私も町としての具体的な支援策として補助金を計上したところであり、年度当初にはそれぞれの両区長さんへ当協議会発足準備の願ひと補助金が予算化されたことをお知らせしたところでございます。また、4月26日開催の檜原は場整備事業関係地権者総会の席上においても同様の質問を受けましたので、同内容をお話ししております。協議会設立へ具体的な動きにつきましては、農繁期が過ぎてからの予定でしたので、間もなく地区関係者と日程調整を図りながら進めてまいりたいと思っております。

次に、再生可能エネルギーによる地域振興策についてのご質問でございますが、1つ目の平時においての行政区の管理する街路灯の電気料金、非常時の電灯や携帯電話等への充電を賄う再生可能エネルギー、地域振興策についてのご質問ですが、ご存じのとおり再生エネルギーはバイオマス、太陽光、水力、風力など、再生することが可能な資源から持続可能な方法で生産されるエネルギーとして、国はエネルギー基本計画の中で再生エネルギーの導入を最大限加速すると明記しております。このような状況の中で、再生エネルギーが可能な地域があれば導入コストやメンテナンス等の費用も勘案しながら今後検討をしていきたいと思っております。

2つ目の森林資源を燃料とするバイオマス発電の誘致の考えはとのご質問でございますが、バイオマス発電所の誘致につきましては本町の地域の87%が森林であることから、森林の間伐材などをチップにして燃やす火力発電の木質バイオマス発電は可能だと考えますが、設備投資も大きく、燃料供給体制の構築等に課題があることから、今後調査研究が必要と考えます。隣接する南会津町、会津若松市でもバイオマス発電を行っておりますが、森林伐採等の環境面からも考慮しなければならないことから、慎重に検討していきたいと思います。

3つ目の現在町内の2カ所で予定されている小水力発電施設以外の民間利用可能の準用河川や普通河川及び農業用水路はあるのかどうかという質問でございますが、町内にはまだ利用可能な河川、農業用水路はあると思っております。ただし、利用可能な河川や農業用水路があるとしても、場所により河川法による法的な手続や国有林、保安林区域での利用手続に時間を要するなど、許可を得るために困難が生じるデメリットもあります。このような条件をクリアできる河川、用水路等があれば、民間資本での整備を図っていければと思っております。

以上、7番、猪股謙喜議員の質問にお答えいたしました。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 再質問はありませんか。

7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） 再質問いたします。

まず、倉檜堰の件でございます。町長は、まだ対策というか、要望は受けていますと、そしてそれなりに対応して、なおかつ県等に要望をしているということでした。河川管

理が県になりますので、町が直接できるものではないので、いたし方がない部分はありますが、今後とも要望活動、それから集落や周辺の集落も含めての話し合いを持たれ、この10万円の補助金をつけた倉檜堰対策協議会の早期の発足と、並びに活動を求めるものでございます。

それから、再生可能エネルギーのことですが、可能な地域があれば検討するということですが、検討しないと可能な地域かどうかはわからないのではないかと、判断ができないのではないかとと思うのですが、町長の答弁では可能な地域があればという前置きで検討いたしますという答弁でありましたので、可能な地域をどのように判断するのかお尋ねいたします。

次に、バイオマス発電の誘致に関しましてですが、確かに町長がお認めになるとおり、下郷町はほとんどが山林でございます。そして、町長がおっしゃるその木質バイオマスという、町長が木質バイオマスということをおっしゃいまして、これには莫大な投資がかかり、南会津町、会津若松市等のことを考え、今後調査が必要と、慎重なご意見でございました。まず、私が求めているのは企業の誘致でございます。町が木質バイオマスやりなさいと言っているわけではございません。誘致を頑張ってくださいとこの質問にはなっているのですが、町長の答弁は町が出資したり、町がつくるような答弁のようでございますが、改めてこの誘致に対する考え並びに力の入れ方等答えていただければと思います。

それから、小水力発電での利用の可能な河川があるかどうかということでございます。たまたまこの町内で2カ所、大沢川、それから番屋川ですか、これが民間で小水力発電建設する予定となりました。準用河川というのは下郷町が管理し、なおかつ今回の2つの川は漁業権等のクリアがしやすかったという条件があったようにお聞きします。確かに河川によっては河川法、それから流域中の国有林、それから川の水を守るための水源涵養保安林等の保安林がありますし、場所によっては漁協が放流事業等を行い、そういった漁業補償等の問題も出てくるかとは思いますが、多少というか、時間がかかっても可能であればそういった企業にアピールすることも大事ではないかと思えます。下郷町は、自然に恵まれ、観光として、下郷町の産業の一つの柱としての観光というのがございます。自然の豊かなところでクリーンエネルギー、再生可能エネルギーでの発電があるというイメージづくりには、やはりこういった施設の誘致等が今後下郷町をアピールするためにも必要な部分になるかと思えます。その件について、それを踏まえましてさまざまな困難を乗り越えてのやる気を見せていただきたいのですが、町長のご意見を願います。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、7番、猪股謙喜議員の再質問についてお答えいたします。

まず、倉村、檜原堰の関係の要望活動の件でございますが、先ほど答弁しましたけれども、2月の7日の日に倉村の集会時において説明した中身ですと、阿賀川の檜倉取り

入れ口から約320メートルの地点に帯工を設置するようという要望の説明があったようです。それから、河川の左岸に用水路を設置すると、そして調査をするというようなことも含めて説明して、私はその帯工については建設事務所に要望していくと。やはり河川計画を見直しをしていただくと。これは、長い要望が必要、長期間にわたる要望、金額にすると合計で約5億5,000万もかかるというような事業費の内容でございますから、私は両行政区の区長さんと話し合いをして、いろいろな立場で県のほう、国のほうに要望活動をしていくことが大切であるということを踏まえまして、協議会を設立していただいて、そして長い闘いになるかもしれませんが、実現のために頑張っていくということを再度申し上げたいと思います。

それから、再生エネルギーの関係でございますが、可能地域があれば可能地域の判断はどうするのだということでございますが、私は町の再生可能エネルギービジョン策定を作成して、そしていろいろな再生可能エネルギーについて検討していかなければならないと私は思っております。そのためには、年数はかかるかもしれませんが、ビジョン策定をしながら、そして進めていくということを基本として考えておりますので、再生可能の地域の判断については皆様方のご意見あるいは町民の意見などを聞いて作成していければと思っております。

それから、バイオマスの企業誘致の関係でございますが、私も南会津町のバイオマスで電気を発電して町の事業、それから若松市の民間事業のことを調べましたけれども、大変なコスト、それから間伐材にしてもかなりのキロ数を発電する場合にはかなりの経費がかかるということをちょっと耳にして資料などを持っておりますけれども、そういうことでございますので、企業の誘致については、先ほども申しましたけれども、再生可能エネルギーのビジョンを作成しながら、やはり企業が誘致して進出していただくことについては何ら私は問題はないと思いますから、そのビジョン作成が一番大切であると、町に対しては、ビジョン作成を考えております。

それから、小水力発電につきましては、この2カ所についての実施の前に候補地が15カ所あったそうでございます。それを絞り込んで7カ所が調査されて、最終的に2カ所というのが小水力発電の今までの経過であります。準用河川数は、河川がございまして、それらのことを踏まえますとまだまだあるのではないかと考えていますけれども、その内容については互いの公表をしないでいまいしょうという約束事がございますから、それは公表しないでおきたいと、こう思っております。小水力発電については、可能な限りの企業誘致でつくっていただくという方法で考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 再々質問はありませんか。

7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） 倉檜堰の件でございますが、言葉尻を捉えて申しわけないのですが、協議会を設立していただきたいという町長の私の再質問に対するお答えがありました。が、この協議会は町が主導で立ち上げるべきものと私は思っていたのですが、町長の言い方ですと設立していただきたいという言い方ですので、この協議会は誰が音頭をとっ

て設立すべきものかの確認をしたいと思います。

それから、再生可能エネルギーでございますが、ビジョン策定、ぜひとも急いでやっていただきたいと思います。

それから、木質バイオマスの件は、南会津町、会津若松市内お調べになったそうですが、広島、岡山にはもともと製材所でそういった製材の木くず等から始まり、木質バイオマスのストーブのペレットですか、燃料を製作し、その販売、輸出までしています。それと、熱で電気を起こすだけでなく、その熱を周辺に給湯して、有料で給湯して、給湯を受けたほうは電気代が助かるということで納得してやっているところもございますので、ぜひともそういった先進地等もお調べ願ひまして、さらにご検討願ひえればと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、檜原、倉村堰の協議会の設置については、区長さん、副区長さん、会計責任者等に集まっていただきました。そして、町が事務局になって、そして決定していくということにしたいと思います。

それから、バイオマス関係の関係でございます。先進地については、いろんな先進地を調査しながら検討していきたいと、こう思います。

では、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤一美君） 答弁漏れはございませんか。

（「はい」の声あり）

○議長（佐藤一美君） これで7番、猪股謙喜君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここで、総務課長より発言を求められておりますので、許可いたします。

総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） それで、私のほうから予算書、26年度の一般会計補正予算書の正誤表ということで皆さんのお手元にお配りがあると思いますが、今回の一般会計からの繰り入れ、繰り出しということで数字の誤りがありましたので、正誤表により訂正させていただきたいと思います。

それで、議案書のほうと正誤表のほうを見ていただきたいと思います。

（何事か声あり）

○参事兼総務課長（星敏恵君） よろしいですか。正誤表だけで、では説明させていただきます。

内容につきましては、正誤表の1枚めくっていただきまして真ん中の民生費の社会福祉費でございますが、これの介護保険特別会計繰出金、包括的支援事業費繰出金でございますが、これにつきましては介護保険のほうで受けるお金が1万2,000円、一般会計から1万3,000円という表示でございました。これを介護特別会計、一般会計繰出金1万2,000円という形で訂正をいただくものでございます。よろしいでしょうか。

次に、次のページの4の衛生費の上水道費でございますが、これにつきましては簡易

水道会計の繰入金が3万3,000円という形で計上されております。それで、一般会計の繰出金につきましては、この3万3,000円が計上されていなかったということで、この部分に対して3万3,000円を計上するものでございます。それで、その調整につきましては、予備費調整で、予備費が3万2,000円ですか、その部分が減額分がふえるということでの調整でございます。これにつきましては、一般会計の歳入歳出の総額については変更ございませんので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上、正誤表での説明ということで、単純なミスでございますが、今後このようなことがないように注意していきたいと思いますので、おわびして訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤一美君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開本会議の議案審議の日程は明日6月13日であります。議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（佐藤一美君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） それでは、本日はこれにて散会いたします。本日はご苦労さまでございました。（午前10時56分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年6月12日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

平成26年第2回下郷町議会定例会会議録第3号

招 集 年 月 日	平成２６年６月９日				
本会議の会期	平成２６年６月９日から６月１３日までの５日間				
招 集 の 場 所	下郷町役場議場				
本 日 の 会 議	開議	平成２６年６月１３日　午前１０時００分			議長 佐 藤 一 美
	閉会	平成２６年６月１３日　午後　１時２２分			議長 佐 藤 一 美
応 招 議 員	１番	星	正 延	２番	佐 藤 孔 一
	３番	佐 藤	勤	４番	星 嘉 明
	５番	佐 藤	盛 雄	６番	星 政 征
	７番	猪 股	謙 喜	８番	室 井 亜 男
	９番	山 田	武	１０番	星 輝 夫
	１１番	小 玉	智 和	１２番	佐 藤 一 美
不 応 招 議 員	なし				
出 席 議 員	１番	星	正 延	２番	佐 藤 孔 一
	３番	佐 藤	勤	４番	星 嘉 明
	５番	佐 藤	盛 雄	６番	星 政 征
	７番	猪 股	謙 喜	８番	室 井 亜 男
	９番	山 田	武	１０番	星 輝 夫
	１１番	小 玉	智 和	１２番	佐 藤 一 美
欠 席 議 員	なし				
会議録署名議員	６番	星	政 征	７番	猪 股 謙 喜
地方自治法第 １２１条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	町 長	星	學	参事兼総務課長	星 敏 恵
	参事兼税務課長	室 井	孝 宏	町 民 課 長	星 昌 彦
	健康福祉課長	渡 部	善 一	産 業 課 長	佐 藤 壽 一
	建 設 課 長	室 井	一 弘	主幹兼会計管理者	星 永津子
	教 育 長	大 竹	康 隆	教 育 次 長	五十嵐 正 俊
	代表監査委員	渡 部	正 晴	農業委員会会長	渡 部 和 夫
	農業委員会事務局長	湯 田	真 澄		
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	事 務 局 長	大 竹	義 則	書 記	室 井 哲
	書 記	大 竹	浩 二		
議 事 日 程	別紙のとおり				
会議に付した事件名	別紙のとおり				
会 議 の 経 過	別紙のとおり				

平成26年第2回下郷町議会定例会議事日程（第3号）

期日：平成26年6月13日（金）午前10時開議

開 議

- | | | |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 平成25年度下郷町一般会計の繰越明許費について |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 専決処分の報告について
(専決第7号 損害賠償の額の決定及び和解について) |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 専決処分の報告について
(専決第8号 損害賠償の額の決定及び和解について) |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 専決処分の報告について
(専決第9号 損害賠償の額の決定及び和解について) |
| 日程第 5 | 議案第44号 | 専決処分につき承認を求めることについて
(専決第3号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定
について) |
| 日程第 6 | 議案第45号 | 専決処分につき承認を求めることについて
(専決第4号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正す
る条例の設定について) |
| 日程第 7 | 議案第46号 | 専決処分につき承認を求めることについて
(専決第5号 平成25年度下郷町一般会計補正予算（第
6号）) |
| 日程第 8 | 議案第47号 | 専決処分につき承認を求めることについて
(専決第6号 平成25年度下郷町国民健康保険特別会計
補正予算（第5号）) |
| 日程第 9 | 議案第48号 | 監査委員の選任について |
| 日程第10 | 議案第49号 | 消防ポンプ積載車購入契約について |
| 日程第11 | 議案第50号 | 雪寒建設機械購入契約について |
| 日程第12 | 議案第51号 | 平成26年度下郷町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議案第52号 | 平成26年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1
号） |
| 日程第14 | 議案第53号 | 平成26年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第15 | 議案第54号 | 平成26年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1
号） |
| 日程第16 | 議案第55号 | 平成26年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第1号) |
| 日程第17 | | 平成26年度行政視察について |
| 追加日程第 1 | 町長提案理由の説明 | |
| 追加日程第 2 | 議案第56号 | 副町長の選任について |

散 会
閉 会

(会議の経過)

○議長(佐藤一美君) おはようございます。

開会に先立ちご連絡申し上げます。今定例会の説明のため出席を求めた教育委員会委員長、白石光史君が所用のため本日の会議を欠席いたしますので、ご了承願います。

お知らせします。議場内気温が上昇してきましたので、脱衣を許可します。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。(午前10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 報告第1号 平成25年度下郷町一般会計の繰越明許費について

○議長(佐藤一美君) 日程第1、報告第1号 平成25年度下郷町一般会計の繰越明許費についての件を議題とします。

職員に報告第1号を朗読させます。

室井哲君。

(議案朗読)

○議長(佐藤一美君) 本件について説明を求めます。

総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長(星敏恵君) それでは、私のほうから報告第1号 平成25年度下郷町一般会計の繰越明許費についてご説明申し上げます。2ページをお開きください。

初めに、3款民生費の子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業につきましては、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくための制度、子ども・子育て支援制度が27年の4月からスタートします。そのためのシステム構築を進めているところでございます。予算の繰越額1,071万4,000円の財源区分につきましては、国庫支出金として1,071万3,000円、一般財源として1,000円となっております。契約期間については、平成27年の3月31日までとなっております。

次に、11款災害復旧費の農業用施設災害復旧事業で、平成25年、台風18号による災害では、十文字地区の十文字堰の頭首工工事、大松川地区の杉ノ沢堰の水路工事、平成25年、台風26号による災害では落合地区の山崎地区の水路工事となっております。3地区につきましては、平成26年2月12日に契約され、前払金支払後の金額を繰り越しし、それぞれ工期が平成26年10月31日までとなっております。

次に、林業施設災害復旧事業、林道大峠線につきましては、平成25年、台風18号災害で工期が平成26年8月29日までとなっております。これにつきましては、7月20日の三倉山の山開き等も間に合うようにということで工事が進められているところでございます。総事業費3,262万9,000円のうち繰越額として1,746万円、財源内訳としまして県支出金が1,662万2,000円、地方債が60万円、一般財源につきましては23万8,000円となっております。これらの事業につきましては、平成26年第1回定例会において繰り越しの議決をいただいているものであります。地方自治法施行令第146条2項の規定に基づき、繰越

計算書を調整し、報告するものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤一美君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君）　1つだけ聞いてみたいのですが、林道大峠線が登山とか観光道路になっているわけですが、よくあの辺がタケノコとりなんかに行く人がおりますけれども、今8月29日までの工期ではあるが、7月の20日の三倉山の山開きには間に合わせたいと、こういうふうなことでございますが、現在6月、きょうは13日でございますが、進捗状況というものはどのぐらいまでいっていただけるのかもう少し詳しく、7月20日前にそこが通れるようにならないのかどうかひとつ、今ちょうどだんだん登山ブームというか、山開きのブームというか、そういうようなことがなっておりますので、今そちらのほうに行きたいという人が非常に困っているというのが町民から、または観光客から聞こえるわけですが、現在の状況が7月20日前に通れるような方法にはならないのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（佐藤一美君）　答弁を求めます。

産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君）　ただいまのご質問でございますけれども、総務課長が説明ありましたけれども、工期ということで8月29日までということでございましたが、議員おっしゃるように登山道であったり観光道路でございますので、そういった部分で早急に進めておりました結果、昨日、6月12日ですけれども、請負業者のほうから完了届をいただきました。これによりまして、来週早々にも竣工の検査、それから検査が終わりまして引き渡しと、その後通れるようなことになるかと思います。

以上です。

○議長（佐藤一美君）　8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君）　わかりました。聞いてみるべきだなという解釈で持ったのですが、とにかく観光客の人が非常に困っておられるというのが現在まででございましたので、早急にひとつ検査をして、お金を早く払ってひとつ通れるようお願いを申し上げまして質問を終わります。

○議長（佐藤一美君）　ほかにご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君）　これで質疑を終わります。

本件は法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第1号　平成25年度下郷町一般会計の繰越明許費についての件を終わります。

日程第2　報告第2号　専決処分の報告について（専決第7号　損害賠償の額の決定及び和解について）

○議長（佐藤一美君）　日程第2、報告第2号　専決処分の報告について（専決第7号　損

害賠償の額の決定及び和解について)の件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

(議案朗読)

○議長(佐藤一美君) 本案について説明を求めます。

総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長(星敏恵君) それでは、私のほうから専決第7号ということで説明になるわけですが、説明する前におわびを申し上げたいと思います。

これから提案されます報告第2号から報告第3号、第4号までにつきましては、公共施設と、また町道の町管理施設において起こった車両事故の損害賠償に伴う提案内容となっております。施設等の安全管理については、日ごろより注意しているところでございますが、今回3件もの事故を報告しなければなりません。今後施設等の安全管理を徹底してまいりたいと思いますので、心よりおわびを申し上げます。

それでは、専決第7号 損害賠償の額の決定及び和解についてということで、町は平成26年2月16日発生した落雪による自動車損害事故について、次のとおり損害を賠償し和解する。損害を賠償し和解する相手方ということで、住所が福島県南会津郡下郷町大字中妻字家ノ上667番地、氏名が佐藤充志でございます。2番の損害賠償の額でございますが、18万6,727円。過失割合は町が70%、相手方が30%であるため、町は相手方へ車両損害額26万6,753円の70%を支払うことになります。これにつきましては、全国町村会総合賠償補償保険により支払われることになります。事故の状況でございますが、平成26年2月16日に発生いたしました事故状況については、町職員で広報担当の佐藤は広報取材となっております。当日ふれあいセンターでJ A会津みなみ下郷支店女性部の発表会があり、ふれあいセンター前駐車場は2台の重機で除雪していたため、当初除雪された駐車場の中央部に駐車しましたが、除雪オペレーターによりふれあいセンター側へ移動を指示されたため、除雪作業の妨げにならないようにふれあいセンター前に駐車しました。9時15分ころ、ふれあいセンターの屋根から雪が直撃しまして屋根が変形したという事故の状況でございます。本件については、損害賠償の額を上記として各当事者とも将来にわたり一切の異議の申し立て、請求訴訟等を行わないとするものでございます。平成26年4月11日専決ということで、示談の成立日になります。下郷町長、星學。

以上、ご提案申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長(佐藤一美君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

5番、佐藤盛雄君。

○5番(佐藤盛雄君) ご質問いたします。

今回落雪による車両の事故ということで、幸いにして人的被害がなかったということは幸いですが、思い出しますと保育所の落雪による人的被害が発生し、それ以来危機管理に対しては町長初め職員の皆様はそれぞれそれなりの対応はしておると思います。しかし、現実にはこのような落雪による事故が発生したということでございます。やはりことしの雪は確かに一度に多く降って、除雪等も非常に難儀したというふうに聞

いております。当然降った雪は落ちるわけですので、やっぱりその辺の危機感は足りなかったのかなというような気がします。

それから、総務課長が今ほど事故に対する弁明をされましたが、本来であればこういった弁明は町長がすべきだと私は考えております。その辺の町長がやはりまずこのような事故が起きたことに対する弁明が必要でありますと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

星學町長。

○町長（星學君） それでは、5番議員の佐藤議員の質問にお答えしますが、総務課長の説明は専決処分についての説明でございますので、今落雪事故についての弁明についてのお答えをいたします。

落雪事故については、大変被害者に対しまして、被害自動車に対しまして大変迷惑をかけたことは事実でございますが、これからそういうことのないように指導して、ふれあいセンターにもあらゆる公共施設についての落雪、雪関係については注意してまいりたいと、こう思いますので、ご了解願いたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤一美君） ほかにご質問ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 今まで去年だかおとしだか、専決に損害賠償の件等で25万までしか権限を与えないで、それを100万円まで最高限度額をここ一、二年で直したわけでございます。そうしますと、今回の件が車両損害額が26万ですから、当然前のものだと議会にかかってくるわけで、100万になったから専決ということになったと思いますが、そうしますと25万という数字から100万になったときにいきなりこの損害賠償の件というのが3つほど出てきているというようなことは何か心の緩みがあるのではないだろうか、このように言われても仕方がないのかなと。余りにも、今まではそれほどは1年に1回ぐらいぽつら、または忘れたころにぽつらというようなことが出てくるのですが、やはり余りにも権限を与え過ぎてしまったのかなと、こういうふうに言わざるを得ないわけでございますが、そこで私が聞きたいのは、今回過失割合が町が70%、相手方が30%、そうするとここの30%と、この次のから申しわけないのですが、専決第8号の場合には相手方が10%。これは役場のほう、役場庁舎裏が10%、これふれあいセンターだから30。この30%になった、この次のからということになるのですが、この30%と10%という、私は同じくてもいいのではないだろうか。もう一つは、屋根から落ちてきたのは町が100%私は持つべきではないだろうか、こういうふうにも考えるのですが、なぜこの辺が30%とかになったのか、この中身を教えてください。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

星敏恵君。総務課長。

○参事兼総務課長（星敏恵君） 過失割合でございますが、これにつきましては総合賠償保険制度ということで専門に過失割合等、他の事例を見ながら過失割合が決まっていくわ

けなのですが、そのふれあいセンターにつきましては除雪車のオペレーターの指示もあったことは確かなのですが、その中でふれあいセンターの前に落雪注意というような、そういった看板が設置はしてあるということで、そういった中身で過失割合が違ってきているというふうに言っております。

○議長（佐藤一美君） ほかにご質問ありませんか。

7 番、猪股謙喜君。

○7 番（猪股謙喜君） 事故の対応はよろしいのですが、今後の件で反省はいただきましたが、今まで損害賠償で二度とこのような事故は起こしませんという言葉は出てくるのですが、具体的な対処の仕方というのはその後何も報告等ございませんので、今後やはり事故を糧にしまして二度と同じような事故を起こさないということを職員に徹底させるためも含めて対策、今後の二度と起こさないための対策等を強く職員等にまで知れ渡るような方法をとっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤一美君） 要望ですね。答弁。

○7 番（猪股謙喜君） とっていただけますでしょうか。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） 事故防止につきましては、毎週月曜日に課長会議が行われているわけですが、施設管理等も含めて注意については日ごろより行っているところでございます。それにつきましても、職員への周知ということでお願いしているところでございます。また、そういった状況の中でもこういった事故が起きるということで、再確認しながらその対策についてとっていききたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤一美君） ほかにご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） これで質疑を終わります。

本件は法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

報告第2号 専決処分の報告について（専決第7号 損害賠償の額の決定及び和解について）の件を終わります。

日程第3 報告第3号 専決処分の報告について（専決第8号 損害賠償の額の決定及び和解について）

○議長（佐藤一美君） 日程第3、報告第3号 専決処分の報告について（専決第8号 損害賠償の額の決定及び和解について）の件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

（議案朗読）

○議長（佐藤一美君） 本案について説明を求めます。

総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） それでは、私のほうから専決第8号 損害賠償の額の決定及び和解についてご説明させていただきます。

町は、平成26年2月16日発生したということで、先ほど報告しました同日となります。落雪による自動車損害事故について、次のように損害を賠償し和解する。1つとして、損害を賠償し和解する相手方として、所有者、福島県南会津郡下郷町大字豊成字居平戊808番地、氏名が渡部政男でございます。2の損害賠償の額でございますが、27万7,944円、過失割合は……

（何事か声あり）

○参事兼総務課長（星敏恵君） 住所ですが、下郷町大字栄富字居平でございます。損害賠償の額でございますが、27万7,944円、過失割合は町が90%、相手方が10%であるため、町は相手方へ車両損害額30万8,826円の90%を支払うこととなります。これにつきましても、全国町村会総合賠償補償保険により支払われることになります。事故の状況でございますが、平成26年2月16日発生いたしました事故状況につきましては、所有者の妻が町婦人消防隊連合副隊長で、当日只見町で婦人消防隊の教養訓練があり、役場集合で隊長を含め5名で町公用車で出張となっていました。当日は、豪雪のため、役場駐車場の至るところで除雪をしており、通常落雪がある軒下ではなかったため、除雪の済んだ駐車場、場所に駐車しました。教養訓練が終了後、夕方に役場裏駐車場に戻ってきたところ、所有者の車の屋根部分に落雪し、損傷したという状況でございます。4、本件については、損害賠償の額を上記のとおりとして、各事業者とも将来にわたり一切の異議申し立て、請求訴訟等を行わないとするものでございます。平成26年4月30日専決。下郷町長、星學。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（佐藤一美君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） ご質問いたします。

またこれも落雪による事故でございますが、さきの専決第7号は4月11日専決処分いたしました。本件は4月30日専決でございます。同じ2月16に事故が発生し、当然その車両は修理等をするわけでございますが、やはり専決をできるだけ早くして、それに対する被害額の実質弁償を早期にやっぱりすべきだと思うのですが、この前の報告と今回の8号の報告の専決日付がちょっと違っているのですが、なぜもう少し早くできなかったのか、そしていつその実質的な損害額が支払われたのか、そこについて伺いいたします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） それで、先ほどの専決7号と専決8号の専決の示談の月日がずれているということでございますが、これにつきましては過失割合について、相手方との過失割合について時間がかかっているということでございます。それと、修理部分ですね、修理部分が時間がかかっているということでございます。修理期間。

(「いつ支払いは」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長(星敏恵君) 支払いにつきましては、平成26年の5月15日に支払われております。

○議長(佐藤一美君) 5番、佐藤盛雄君。

○5番(佐藤盛雄君) ありがとうございます。

過失割合の話が折り合いがつかなかったということでございますが、相手方は、要するに今回90の10ということでございましたが、相手方の主張はどうだったのですか。想像するに、やはり無過失であると、そこに置いたところは当然その置くべきところに置いてそれだけの実質損害があったということで、多分相手方が100%町で出せばいいではないかというような想像できるのですが、その辺の折り合わなかった点。主張がどうだった、当初。お願いします。

○議長(佐藤一美君) 答弁を求めます。

総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長(星敏恵君) 佐藤盛雄議員がおっしゃったように、当然町の施設から落雪したということで100・ゼロという形での主張が実際はございました。そういった中で、過失割合、総合賠償の担当者のほうで示談のほうを進めてまいりましたが、その中で90・10というふうな最終的な過失割合の結果になってきました。

以上でございます。

○議長(佐藤一美君) 5番、佐藤盛雄君。

○5番(佐藤盛雄君) 和解の交渉の過程はわかりましたが、町では100・ゼロではなくてやはり90・ゼロにしたということで、要するになぜ100を出してあげられなかったのか。これは、当然町で入っている共済の保険から支払われると思うのですが、要するに保険で充当されるのであればやはりその損害を負った相手方に有利なような条件で支払うべきだと思うのですが、その辺の考えはどうでしたでしょうか。

○議長(佐藤一美君) 総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長(星敏恵君) 当初の過失割合の中では、7・3ということでのスタートから始まりました。そういった中で、7割、3割ということで相手方についても3割の負担というのはということで、その中で交渉経過の中で町の方は1割。ただ、その1割分については、当然屋根から落ちる想定ができるという部分の中での1割という形になるかと思えます。

(「あとその共済の保険で。保険の充当」の声あり)

○参事兼総務課長(星敏恵君) 共済保険については、全て賠償保険のほうで支払われるようになります。90%です。

(「だから、100%でも出てるということだべ」の声あり)

○参事兼総務課長(星敏恵君) ええ、9割分が総合賠償保険。町が加入している総合賠償保険で相手方に支払われるということです。

(「議長、ちょっと答弁納得できないところあるのですが。いいですか」)

の声あり)

○議長（佐藤一美君） 5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） 例えば100・ゼロにしても損害賠償はその保険から充当されるのかどうか、その辺どうでしょうか。

○議長（佐藤一美君） 総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） 100・ゼロでも損害賠償保険からそれは支出はされます。ただ、損害賠償保険の中で100・ゼロには認めなかったということです。

（「9割しか」の声あり）

○参事兼総務課長（星敏恵君） ええ、9割分しか認めなかったということです。あと1割は相手方の過失ということで認めているということでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 同じ5番の関連なのですが、要するに置いた人が悪いのだと、こういうふうに解釈せざるを得ないのかな。置いたから、屋根に雪が落ちたわけですから。置いたら、ましてやこの方の場合には婦人消防隊の副隊長でしょう。どこへ置くのですか、ここに置けなかったら。ということになった場合に、私はこれは、ましてや公のことで行ったわけですから、やはり役場が中に入って保険のほうに100・ゼロをやっぱり主張させるべきではなかったのかなと、こう思うのですが、まずもう少し突っ込んだ話ししますけれども、10%にしたのはなぜなのか。具体的に教えていただきたい。なぜ10%なのか。雪が降って片づけたとか何かとさっき総務課長が答弁していますけれども、なぜ10%なのか。では、しからば5%でもいいのではないだろうか。こういうふうに解釈するのですが、もっと具体的にちょっと教えていただきたい。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） ちょうど屋根、通常ですと今役場の裏の屋根の職員や車庫の入り口なのですが、その脇にとまっていたということで、通常は雪が落ちにくい場所であったのかなとは思いますが、2月16日、大雪の中でその雪が落ちてしまったという状況の中の事故でございました。そういった中で、今100・ゼロであってもよかったのかなというふうなご説明でございますが、これにつきましては総合賠償保険のほうに、専門家のほうで過失割合のほうは決めてもらっているというような関係でその1割部分は出てきたというふうなことでございます。

○議長（佐藤一美君） ほかにご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） これで質疑を終わります。

本件は法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

報告第3号 専決処分の報告について（専決第8号 損害賠償の額の決定及び和解について）の件を終わります。

日程第４ 報告第４号 専決処分の報告について（専決第９号 損害賠償の額の決定及び和解について）

○議長（佐藤一美君） 日程第４、報告第４号 専決処分の報告について（専決第９号 損害賠償の額の決定及び和解について）の件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

（議案朗読）

○議長（佐藤一美君） 本案について説明を求めます。

総務課長、星敏恵君。

○総務課長（星敏恵君） それでは、専決第９号 損害賠償の額の決定及び和解についてご説明させていただきます。

町は、平成25年11月12日発生した町道大内小屋前線での自動車損害事故について、次のとおり損害を賠償し和解する。１、損害を賠償し和解する相手方、住所が東京都中央区銀座２丁目16—10、氏名がヤマト運輸株式会社でございます。２の損害賠償の額、22万4,300円、過失割合は町が50%、相手方が50%であるため、町は相手方へ車両損害額44万8,600円の50%を支払うこととする。これにつきましても、全国町村会総合賠償補償保険によりまして支払われております。事故の状況でございますが、25年11月12日午後２時25分ころ発生しました事故については、ヤマト運輸株式会社の普通貨物車両が当日は雪のため見通しの悪い状態で町道大内小屋前線を走行中、のり面から出ていた立ち木に貨物車両の屋根部分が衝突しまして、相手方物損、車両を損傷したということでございます。４の本件につきましては、損害賠償の額を上記のとおりとして、各当事者とも将来にわたり一切の異議の申し立て、請求訴訟等を行わないということで、平成26年５月15日専決。下郷町長、星學でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤一美君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

８番、室井亜男君。

○８番（室井亜男君） 内容はわかるのですが、このときの写真等があれば見せていただきたい。

○議長（佐藤一美君） 総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） 写真等については、白黒ではございますが、写真等はございます。

（「どこに。議長、持ってきて見せて。私が言ったんだから。議長、よろしいでしょうか」の声あり）

○議長（佐藤一美君） はい。

（何事か声あり）

○議長（佐藤一美君） ８番、室井亜男君。

○８番（室井亜男君） 私なぜ写真を見たかという、町の道路は全部管理賠償が入っているというようなことで、例えば自動車になった場合に石がはねたの、上から石が落ちてきたの、木が落ちてきたのというようなことでよくやる場合があるのです。ですから、

そういうふうなことで、これからやっぱり町は考えなければならぬのはそういうような、例えば前は道路のU字溝の上にふたがかかっています。そのふたが自動車を通ったことによってグレーチングが立ってしまって、自動車の下のオイルパンのほうベンとやってしまったというようなことがあって、50万ほど払ったことがあるのです。ですから、これからやはり管理賠償が入っているということで、こういうふうな道路に対しては非常に吟味をしなければならない問題が多々出てくるのかなと思いますので、その辺を気をつけながらこれからの管理賠償道路に対してひとつやっていただくようお願い申し上げます。

○議長（佐藤一美君） 答弁はいいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） 運送会社のトラックということなのですが、町道の上空何メートルまでこれ道路を管理しなければならないのでしょうか。ちょっとそういった規則があるのであれば教えていただきたいのですが。

○議長（佐藤一美君） 総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） 管理範囲については、保険会社等にお聞きしないとその部分についてはわからないのですが、ただ今回のトラックについては高さが312、3メートル12ですか、の高さであったということでございます。長さが534、幅が189センチということで、高さが3メートル12の高さでの立ち木の賠償が今回の内容でございます。その範囲についてはちょっと把握しておりませんので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（佐藤一美君） 7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） 3メートル12センチの屋根の部分に当たったということなのですが、町ではどこまで管理していいかわからないという答えでしたが、これでは管理のしようがないのではないですか。管理できないということとも捉えられるのですが、どうでしょう。どうやって管理していいかわからないということですよ。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） 管理をどうしていいかわからないではなくて、高さについての賠償保険の該当になるその範囲、高さというのは把握できていないということでございます。

○議長（佐藤一美君） 7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） そういうことで把握できていないから、管理できないということでしょう。把握できていないと先ほど私の最初の質問で答えましたよね。ですから、私は管理できないのではないかと答えたのです。そしたらまた保険でこの高さだからということで、道路管理者としての町側での立ち木の枝張りとか、立ち木の傾きの高さがどこまで町がその上空、道路の上を管理しなければならないわけですよ。今回事故をこうやって3メートル12センチの部分が立ち木に当たったわけですから。そういったどこまで管理しなければならないという線引きがなければ、法的にもこれ勝ったり負けたりとま

た出てくると思うのですが、全然そういった道路の管理ということで高さというのはまるっきりないのかどうか、もう一度お聞きします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） 通常管理しているのは、定期的にトラックで町道管理部分の枝払いという形での作業等は道路管理上行っております。

○議長（佐藤一美君） 5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） 今ほど管理区域の高さはどうだということのご質問あったのですが、多分思うに道路運送法で、車両法という多分法律があると思うのですが、多分トンネルの高さが幾ら以上とか、幅が幾ら以上とか、要するに大型車の箱形の車ですと何メートルあって、それ以上高くする。そういう規定を準用しているのかどうか。まず、その辺お伺いいたします。

それから、過失割合が50・50ということですが、当然運転者はそれだけの高さがあれば通れるかどうかということで、私思えばこれは運転者のほうの過失のほうが高かったような気がするのですが、多分相手方、ヤマト運送で顧問弁護士立ててその辺の交渉を保険屋さんでやったと思うのですが、本来ならばやはり逆に3・7ぐらいの割合だと思うのですが、その辺の交渉過程でどうだったのか。それで、専決も多分おくれましたから、和解が結構おくれたと思うのですが、その辺の関係でおくれたと思うのですが、その2点についてお伺いいたします。

○議長（佐藤一美君） 総務課長、星敏恵君。答弁を求めます。

○参事兼総務課長（星敏恵君） 交渉過程につきましては、当然ヤマト運輸ということで全国的に回っている運輸会社でございますので、それらの今までの訴訟、そういった賠償の関係での過失割合での示談という形での交渉でありました。

○議長（佐藤一美君） 5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） ですから、要するに最初から50・50ありきなのか、最初は多分3・7で始まって、最終的に50・50で決着したのか、その辺の交渉過程どうだったのでしょうか。

○議長（佐藤一美君） 建設課長、室井一弘君。

○建設課長（室井一弘君） それでは、私のほうから説明させていただきます。

道路管理上の話は、先ほど盛雄議員さんのほうからありましたように、そこを通行できる車両の高さというのは道路管理上の話ではなくて、車両上制限されております。その部分については、地上権として、地上管理の部分として町のほうは管理しております。ですから、電柱等で制限される部分については、道路管理上上限幾ら幾らというふうに表示はしますけれども、特例としますけれども、それ以外はそこを通っていい車の高さは道路管理上ではなくて、走る車両がもう規制されているというふうにご理解いただければと思います。

それで、5月15日専決になっておりますが、この部分何でおくれたかということは、交渉過程については私のほうでは把握しておりませんが、この11月12日に事故が発生し

ましたが、ヤマト運輸さんのほうから自動車安全運転センター福島県事務所長から交通事故証明書を添付して下郷町に事故がありましたよということで下郷町に提出になったのが3月の17日でございます。ですから、示談の専決がおくれたということでございます。

また、議員さんのほうからありました災害の過失割合が5・5ありきだという話ですが、実質その議員さんが言うように通常は7・3、それはヤマト運輸の運転手はプロなのだから、自分の車の高さは当然わかるはずだと。ですから、それは枝が出ていたというのは道路管理上の問題であって、それは過失なのですが、そこに枝があってもぶつけたということはプロのドライバーとしての過失もあるということで、通常は7・3というのが前例だろうというふうに私も資料で把握しました。ただ、今回5・5になった経緯については、先ほど言いましたように損害賠償保険のほうで実質お金を払うほうでヤマト運輸さんと話ししておりますので、その詳細な部分、過失割合の5・5になった経緯については、申しわけないのですが、私のほうからはお答えできません。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） ほかにご質問ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） 1つだけ。

町道大内小屋前線とはどの辺。場所を教えてください。どの辺。

○議長（佐藤一美君） 建設課長、室井一弘君。

○建設課長（室井一弘君） 県道を上がっていきまして、そば道場がございます。そば道場から左に入って行って集落に入る道路でございます。ですから、結構木は生い茂っているところでございます。今後このようなことのないように道路管理上のパトロール等を徹底しまして、事故のないように注意いたします。

○議長（佐藤一美君） 8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） そうすると、その辺の木というのは、よく管理をするために伐採したとか、枝が垂れ下がっているのは切ったとか、そういうふうにして、管理上は問題はないのですか。それだけ教えていただきたい。

○議長（佐藤一美君） 建設課長、室井一弘君。

○建設課長（室井一弘君） 事故後パトロールしまして、交通等に支障のある部分については撤去しております。今後こういう事故のないように努めるわけなのですが、何せ所有は個人、管理は町ということで、一概に無断で切るわけにもいけないので、そこら辺の手続上にはちょっと時間はかかりますが、極力協力をいただきながら交通に支障のないように努めたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） ほかにご質問はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） これで質疑を終わります。

本件は法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

報告第4号 専決処分の報告について（専決第9号 損害賠償の額の決定及び和解について）の件を終わります。

日程第5 議案第44号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第3号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定について）

○議長（佐藤一美君） 日程第5、議案第44号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第3号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定について）の件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

（議案朗読）

○議長（佐藤一美君） 本案について説明を求めます。

税務課長、室井孝宏君。

○参事兼税務課長（室井孝宏君） 議案第44号、専決第3号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定についてをご説明いたします。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律等の改正が平成26年3月31日公布され、4月1日から施行されましたので、町条例を改正するものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表に沿ってご説明いたしますので、新旧対照表の1ページ、下郷町税条例の箇所をごらんいただきたいと思います。まず、第34条の4、法人税割の税率でございますが、改正前「100分の12.3」を改正後「100分の9.7」と2.6ポイント低減するものでございます。これにより町の財源は減少しますが、国はことしの4月1日からの消費税が8%段階における地域間の税率の遍在性を是正し、地方公共団体間の財政力格差の縮小を図るための理由によりまして、法人税割の引き下げ相当分を国税化し、仮称でございますが、地方法人税を創設し、地方交付税の原資化とするものでございます。同様に、県法人税割額につきましても、現行5%から3.2%になり、1.8%下がります。これに町分の2.6%と合わせ、4.4%が国税化されます。

次の附則第6条、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除、以下3ページの第6条の2及び5ページの第6条の3につきましては、単に課税標準の細目を定めてあるものであることから、地方税法等の一部改正の施行に伴い新たに税法等により細目を定めることになりましたので、削除するものでございます。

次に、5ページ、附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例につきましては、平成27年度までの適用期限を平成30年度と3年間延長するものでございます。

次のページ、附則第10条の2、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、耐震基準適合家屋について政府の補助を受けて平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるよう改修工事を行った場合、改修工事が完了しての翌年度から2年度分の当該家屋に係る固定資産税の2分の1を減額する追加規定でございます。

その下の第17条の2、優良住宅地の造成のため土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例につきましては、平成26年までの適用期限を平成29年度と3年間延長するものでございます。

次の7ページ、第21条、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、平成20年12月1日に公益法人関連3法が施行され新たな公益法人制度がスタートしておりますが、施行日から起算して5年を経過する日までの移行期間はそれぞれ一般社団法人、または一般財団法人として存続しておりましたが、5年を経過しましたので、それに合わせ規定を明確化するとともに、同条第2項を削り、2項一般財団法人に係る非課税措置を廃止するものでございます。

次の21条の2につきましては、法律改正に合わせ、法附則第41条第15項を法附則41条第9項に条ずれを改正するものでございます。

議案書に戻りまして、11ページをお開き願いたいと思います。附則といたしまして、この条例の施行期日につきましては、平成26年4月1日から施行という形になります。ただし、第34条の4、法人税割の税率の改正規定及び次の条の町民税に関する経過措置、第2条第2項の規定は、平成26年10月1日からの施行という形になります。

以上、専決第3号につきましては、地方自治法第179条第1項本文の規定により平成26年3月31日専決処分いたしましたので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君）　これから質疑を行います。ご質問ありませんか。

5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君）　今回税条例改正なのですが、法人税率が12.3から9.7に2.6%引き下げですが、この数字の算定による法人税の減収分は幾らになるのか。また、この減少になった分に対する要するに交付税措置が、よくちょっと聞き取れなかったのですが、交付税措置があるのかどうか、その辺再度お願いいたします。

○議長（佐藤一美君）　税務課長、室井孝宏君。

○参事兼税務課長（室井孝宏君）　ただいまおただしの法人税割の減少幅でございますが、先ほど附則で説明いたしました、26年10月1日から施行という形で、開始年度が10月です。からの適用という形になりますから、26年度につきましては減少は影響ありません。27年度の、25年度ベースで概略で計算しますと、約290万程度が法人税割が減少いたします。

交付税の増加額でございますが、現時点で具体的に地方交付税の影響額が個別には示されておりませんが、制度的に地方と町の遍在性のことを考えますと、地方のほうの減収幅がちょっと消費税関係多いものでございますから、制度的に当町としては法人税割の減少額を超える額の交付税の増加が見込まれるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君）　5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君）　そうしますと、増額が想定されるということですが、それはあくま

でも想定であって、要するに引き下げがその想定以下の場合当然税収減になるわけですので、その分の国の交付税措置が見込まれるのかどうか。今の段階でどうなのですか。その辺の答弁をお願いします。

○議長（佐藤一美君） 税務課長、室井孝宏君。

○参事兼税務課長（室井孝宏君） 先ほども申しましたように、現時点で具体的な細かい数字、地方交付税でこの分が幾らふえるかということが具体的にまだ明示されておられません。ただし、消費税関連で地方の遍在性の格差、地方公共団体の財政力格差の縮小を図るという目的でその減少分を地方法人税という形で国が新しく創設しまして、それを交付税措置をするということなので、当町のような小さい町村につきましては当然交付税の額としては当然多くなるのかな。例えば東京都の中であれば交付税措置されていまして、そちらは少なくなるので、当町のほうは多くなるのではないかという予想はしております。

以上でございます。

（「はい、了解」の声あり）

○議長（佐藤一美君） ほかにご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第3号 下郷町税条例の一部を改正する条例の設定について）の件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第6 議案第45号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第4号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について）

○議長（佐藤一美君） 日程第6、議案第45号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第4号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について）の件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

（議案朗読）

○議長（佐藤一美君） 本案について説明を求めます。

町民課長、星昌彦君。

○町民課長（星昌彦君） それでは、私のほうから議案第45号 専決第4号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定についての件をご説明申し上げます。

議案書13ページをお開きください。あわせて、条例の新旧対照表9ページをお開きください。これは、先ほど地方税の改正もありましたが、一部を改正する法律、地方税施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも平成26年の4月1日から施行されますので、下郷町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正点としまして、後期高齢者支援金課税制度の額が14万円から16万円、介護納付金の課税限度額が12万円から14万円に、医療給付費分なのですが、51万円で据え置きとなり、課税限度総額が77万円から81万円とするものでございます。また、保険税の軽減措置についても、一般分の5割軽減対象の世帯に係る軽減判定を計算する際、被保険者の数に世帯主を含めて算定することとなりました。2割軽減の対象世帯の軽減判定所得の算定においても、被保険者数が乗すべき金額を35万円から45万円に引き上げるものでございます。

条例新旧対照表の改正後により説明をさせていただきます。条例新旧対照表の9ページをお開きいただきたいと思います。第2条第3項についてですが、これは後期高齢者の課税限度額を14万円、介護の課税限度額を12万円だったものをそれぞれ2万円ずつ引き上げまして、16万円と14万円に改定するものです。

次に、条例新旧対照表の10ページをお開きください。23条でございますが、これは前段でご説明した限度額が改正になりましたために軽減判定額についてもそれぞれ2万円ずつ引き上げまして、16万円と14万円になったものでございます。次の第2号については、一般5割軽減世帯において被保険者数の数の中で世帯主が今まで含まないで算定をしておりましたが、世帯数も含めて算定できるようになり、所得の基準が引き上げられたものでございます。次の、3号でございますが、これは2割軽減世帯の1人につき加算する金額が35万円から45万円に引き上げられた内容でございます。

なお、この専決処分につきましては、去る6月3日開催の第2回下郷町国民健康保険運営協議会におきまして適当である旨の答申を得ておりますことを申し添えて説明を終わります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤一美君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） ちょっと聞いてみたいのですが、後期高齢者支援金等課税額が14から16万円になった。具体的にちょっと教えていただきたい。ということは、医者にかかった場合に国民健康保険で1割の人もある、3割の人もある。この前私歯やったらば3割負担金あって、医者に言われたのですが、大分高いな、悪いなというようなことをちょっと言われたのですが、そういうようなことを考えた場合にこの16万円に、14万円から16万にしたり、または介護給付金課税額が12万から14万にしたとか、そういうふうに

なった場合に、具体的にちょっと教えていただきたい。何か課税が全部合わせた場合に今回山林所得金額も含めるのだとか、そういうふうなことで45万になるのだとかいろいろあるわけですが、ちょっと余りにも国民健康保険が高過ぎるなというような1つの考え方を持っているわけですが、ちょっと全体的に仕組みというのか、その辺ちょっと教えていただきたい。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町民課長、星昌彦君。

○町民課長（星昌彦君） ただいまのご質問でございますが、後期高齢者の分という、後期高齢者、75歳以上の関係でございますが、これらについてはただいま申し上げましたように5割については今までの計算の中で改正前、基準額33万円に24万5,000円をプラスしまして、そこに被保険者数から世帯主を引いたものを乗じた金額で算定しておりましたが、5割の計算が33万円から足すことの24万5,000円に被保険者数、要するに世帯主も含んだ数字で計算してございます。

あと、今お話がありました35万が45万というような計算でございますが、これは2割軽減の世帯数の内容でございますが、改正前基準額33万円プラス35万円に被保険者数を乗じておりましたが、改正後基準額33万円に45万円を足しまして被保険者数に計算してございます。これに伴いまして、軽減世帯がどのぐらい世帯数が発生してくるのかということでございますが、一般分は変更がございませんが、51万を超える世帯が31世帯、それから後期支援で16万円を超える世帯が46世帯、介護分で14万を超える世帯が7世帯でございます。それで、金額はどうかということなのですが、昨年と比較しまして6世帯減ったわけですが、昨年は37世帯ございました。金額で73万2,863円ほどふえております。後期高齢支援なのですが、これについては40歳から後期高齢の保険料を支払うわけですが、これに対しても46世帯にことはなっていますが、昨年は58世帯、12世帯ほど減ってございます。介護納付金のほうなのですが、これについては7世帯、昨年は14世帯です。半分に減っております。しかし、課税額については、医療給付費の分で見ますと1億5,557万2,000円がことしなのですけれども、25年、昨年度ですが、1億5,680万2,000円で、123万ほど減額になっておりますが、私のほうから考えますと軽減世帯はふえて被保険者数も減っているのですが、課税額はさほど変わらないので、景気が傾いて好転してきたのかなというふうに思います。被保数で申し上げますと、3%ほど被保数が減っております。それで、所得のほうはどうかといいますと、ことし本算定した結果、大体4%ほど伸びております。その結果、軽減世帯はあるにもかかわらず、金額については同様の課税額になっておりますので、余り昨年度、25年度とは変わりはないのかなというふうに判断しております。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） ほかにご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なし。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第4号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について）の件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

ただいまより休憩します。（午前11時11分）

○議長（佐藤一美君） 再開いたします。（午前11時20分）

日程第7 議案第46号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第5号 平成25年度下郷町一般会計補正予算（第6号））

○議長（佐藤一美君） 日程第7、議案第46号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第5号 平成25年度下郷町一般会計補正予算（第6号））の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

（議案朗読）

○議長（佐藤一美君） 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） それで、私のほうから専決第5号 平成25年度下郷町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

既決予算総額に歳入歳出それぞれ1億4,781万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億9,722万6,000円とする内容でございます。

それでは、21ページをお開きいただきたいと思います。歳入につきましては、2款地方譲与税の1項地方揮発油譲与税からずっとめくっていただきまして、23ページの14款県支出金、3項の委託金、参議院通常選挙委託金までにつきましては、交付基準による交付額の決定及び事業確定に伴う補正計上となっております。22ページの中ほどに地方交付税の特別交付税につきましては、交付額が1億4,707万9,000円の補正増となり、総額2億1,652万2,000円となったところでございます。普通交付税を含めると、総額18億7,693万円の交付額になったところでございます。

続いて、24ページをお開きいただきたいと思います。歳出につきましては、2款総務費、3目参議院議員通常選挙については、事業の確定通知書が3月31日付でありまして、332万5,000円の減額計上となっております。これにつきましては、3の職員手当から備

品購入までごらんのとおりの減額補正となっております。

続いて、25ページの6款農林水産業費の3目農業振興費につきましては、農業者所得別の補償推進事業費の補助金が確定しましたので、総額86万9,000円を減額するものでございます。予備費につきましては、財源調整によりまして、予備費総額を1億5,200万5,000円とするものでございます。

以上をご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤一美君）　これから質疑を行います。ご質問ありませんか。

5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君）　今回地方交付税が最終的確定で1億4,707万9,000円の増額補正でありますが、平成25年度の5月で出納閉鎖するわけですが、25年度の要するに依存財源、総額18億何がしという数字お聞きしましたが、25年度の依存財源の比率はどのぐらいになっているのか伺います。

○議長（佐藤一美君）　総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君）　依存財源等につきましては、これから決算統計という統計事務が入っております。それにつきましては、6月の末までに作成するようになります。そういった中でお示しできるかと思っておりますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（佐藤一美君）　ほかにご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君）　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号　専決処分につき承認を求めることについて（専決第5号　平成25年度下郷町一般会計補正予算（第6号））の件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君）　異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第8　議案第47号　専決処分につき承認を求めることについて（専決第6号　平成25年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））

○議長（佐藤一美君）　日程第8、議案第47号　専決処分につき承認を求めることについて（専決第6号　平成25年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

（議案朗読）

○議長（佐藤一美君） 本案について議案の説明を求めます。

町民課長、星昌彦君。

○町民課長（星昌彦君） それでは、私のほうから議案第47号、専決第6号 平成25年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））についてご説明を申し上げます。

歳入歳出1,542万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,366万4,000円とする内容でございます。

議案書33ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正については、国庫負担金精算確定による専決処分をさせていただいたものでございます。平成25年度療養給付費の状況でございますが、一般、退職両保険者の療養給付費が当初予算に対しまして支出が少なかったために減額補正するものでございます。

まず、歳入でございますが、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費負担金については、精算確定により算定した結果、806万2,000円ほど国庫負担金が予算よりふえた内容でございます。

次の3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金につきましては、療養給付費の減額に伴い、国の財政調整交付金についても再算定の結果、3,387万8,000円ほど減額になった内容でございます。

次の6款県支出金、2項県補助金、1目都道府県財政調整交付金については、精算確定による再算定をした結果、1,038万9,000円ほど予算よりふえた内容でございます。

次に、歳出でございますが、34ページをお開きいただきたいと思います。歳出2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費については、精算確定によりまして支払いが全て終了しましたことに伴う3,752万2,000円の減額補正でございます。

次に、その下でございますが、2目退職被保険者療養給付費でございますが、前段の1目一般被保険者療養給付費と同様に、精算確定によりまして支払いが全て終了したことに伴う1,322万2,000円の減額補正でございます。

次に、3款後期高齢者支援等、1項後期高齢者支援等、1目後期高齢者支援金及び6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金につきましては、財源の内訳の補正でございます。

次の9款の積立金でございますが、先ほど3款保険給付費で申し上げましたように減額になりましたので、この中から2,000万円を基金に積み立てし、残りを1,531万7,000円につきましては予備費に充当させていただいた内容でございます。これに伴いまして、国保基金の積立保有額が1億2,296万2,603円となったところでございます。

なお、この専決処分につきましては、去る6月3日開催されました第2回下郷町国民健康保険運営協議会におきまして適当である旨の答申をいただいておりますことを申し添えます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤一美君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第6号 平成25年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））の件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案を承認することに決定いたしました。

日程第9 議案第48号 監査委員の選任について

○議長（佐藤一美君） 日程第9、議案第48号 監査委員の選任についての件を議題とします。

監査委員、渡部正晴君の退場を求めます。

（代表監査委員 渡部正晴君 除斥）

○議長（佐藤一美君） 職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

（議案朗読）

○議長（佐藤一美君） お諮りいたします。

本案につきましては、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第37条第2項の規定により、議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号 監査委員の選任についての件は、議案の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせいたします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。

したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第48号 監査委員の選任についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号 監査委員の選任についての件は原案のとおり可決されまし

た。

監査委員、渡部正晴君の入場を認めます。

(代表監査委員 渡部正晴君 入場)

○議長（佐藤一美君） ただいまの案件については、原案のとおり可決されました。

それでは、渡部正晴君が本席におられますので、挨拶をお願いします。

渡部正晴君。

○代表監査委員（渡部正晴君） ただいまは、ご承認いただきましてありがとうございます。

8年間監査委員として務めてまいりました。経験をもとに町民並びに町のためにやってきたつもりでございますけれども、いかんせん若輩の身ゆえ、至らない点多々あったかと思えます。これからの4年間非常に皆様方のご協力をいただきながら会務に努めていきたいと存じております。今後ともひとつよろしくをお願いします。

以上をもちまして、簡単ではございますけれども、着任の挨拶とさせていただきます。

(拍手)

日程第10 議案第49号 消防ポンプ積載車購入契約について

○議長（佐藤一美君） 日程第10、議案第49号 消防ポンプ積載車購入契約についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

(議案朗読)

○議長（佐藤一美君） 本案についての議案の説明を求めます。

総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） それでは、私のほうから議案第49号 消防ポンプ積載車購入契約についてご説明を申し上げます。

37ページになりますが、今回の購入の消防ポンプ積載車につきましては、平成3年に購入したポンプ積載車が20年以上経過しまして更新時期に来ていることから、今回購入するものでございます。去る5月21日、5社から成る指名競争入札の結果、会津若松市の会津消防洋品株式会社、代表取締役佐瀬良一が966万6,000円で落札しましたので、本契約を締結したく議会の議決をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤一美君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） まず、お尋ねします。

5社からの指名入札で実施なされたと伺っております。それで、応札者は何社であったか、それから落札率はどれだけになったのか、数字を教えてくださいと思います。

○議長（佐藤一美君） 総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） 1点目の応札者でございますが、指名のうち5社が入札に
応札しているということでございます。率につきましては、後からお示ししたいと思い

ますので、よろしくお願いします。

○議長（佐藤一美君） いいですか。

（「これ出ねえと再質問しようがねえから、しょうがない。わかりました」の声あり）

○議長（佐藤一美君） ほかにご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号 消防ポンプ積載車購入契約についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第50号 雪寒建設機械購入契約について

○議長（佐藤一美君） 日程第11、議案第50号 雪寒建設機械購入契約についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

（議案朗読）

○議長（佐藤一美君） 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） それでは、私のほうから議案第50号 雪寒建設機械購入契約についてご説明を申し上げます。

38ページになりますが、今回の購入除雪ドーザにつきましては、平成6年に購入した除雪ドーザが20年を経過をし更新時期に来ていることから、今回同等の14トン級の除雪ドーザを購入するものでございます。去る5月23日、5社から成る指名競争入札の結果、会津若松市のコマツ福島株式会社会津支店、支店長荒井進が1,562万7,600円で落札したので、本契約を締結したく議会の議決をお願いするものでございます。よろしくお願いします。

○議長（佐藤一美君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） これはいいのですが、これの出す金額の内容をちょっと聞きたいのですが、例えば一般財源がこのうちのぐらいい、あと補助額というか、補助金というものがどのような形で、交付金で入ってくるのかどうか、この辺の財源の中身をち

よっと教えていただきたい。

○議長（佐藤一美君） 建設課長、室井一弘君。

○建設課長（室井一弘君） それでは、ご説明申し上げます。

1,562万7,600円のうち、国庫補助金は1,005万8,000円、補助率3分の2でございます。

T C Mという20年走った除雪機を下取りに出しますので、その部分が補助対象経費から落ちますので、1,562万7,600円に3分の2を掛けてもその金額にはなりません。控除財源があるということでご理解いただきたいと思います。

（「一般財源」の声あり）

○建設課長（室井一弘君） 一般財源ですか。ちょっとお待ちください。556万9,600円です。以上でございます。

○議長（佐藤一美君） ほかにご質疑ありませんか。

5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） これも指名入札、応札した業者、どのような業者がこういうブルを扱っているのか。指名した業者名を教えていただきたいと思います。

それから、落札率、同じくどのぐらいで落札したのか教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤一美君） 建設課長、室井一弘君。

○建設課長（室井一弘君） それでは、ご説明します。

5社でございます。まず1社目、ユニキャリア株式会社会津サービスセンター、それからコマツ福島株式会社会津支店、それから会津機械株式会社、それから会津自動車工業株式会社、それから喜多方ブル自工株式会社でございます。

ちなみに、一番最初に申し上げましたユニキャリア株式会社会津サービスセンターという会社は、日立、それからT C M、古河建機が日立さんが吸収合併してつくった新しい会社でございます。

それから、応札率ですが、すみません、私どものほうで町長が定める予定価格がわかりませんので、私どものほうで発議した金額と落札額で計算しますと、約66%ぐらいの応札率になります。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） 落札率は、当初予定した、当初予算組んだ金額すると約66%。かなり低いのですが、その当初予定した、その予算計上した数字というのは、それでは何を根拠にして計上したのか。過大の当初予算の見積もりだったのかあるいは市場価格が低迷しているのか、その辺を含めてお願いいたします。

○議長（佐藤一美君） 建設課長、室井一弘君。

○建設課長（室井一弘君） 当初予定、予算措置が甘いのではないかというご質問ですが、私も実際はこの金額を見てびっくりしております。ただ、これは当初予定、予算措置するときにはある程度見積もりをいただきながら、かつそれは定価で、定価を踏まえた見積額というような形で計上しております。それをもって国に国庫補助申請をして協議し、その中で国からの補助内容等で精査されて当初見込んでいた部品等の今回の購入が見送

られるという部分もございまして、金額、当初2,400万ほど予算しておりましたが、それが1,500万円くらいの応札額になってしまったということでございますので、確かにそういうことでご指摘の点についてはあろうかと、予算見積もりが甘かったのであろうというご指摘は当たるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） 66%、これびっくりする数字なんですけれども、要するにTCMの機械を下取りしたというのですが、これ下取り価格を除いた分で、要するにこれも入っていると66になるのではないのですか。それを除いての66で考えていいですね。

それから、要するにあと見積もりとるわけですが、見積もりとった、要するに当初予算作成する場合の見積もりをとった業者というのは、やっぱりこの業者5社から全部とったのかどうか、あるいはほかからとったのか、その辺どうなのでしょう。

○議長（佐藤一美君） 建設課長、室井一弘君。

○建設課長（室井一弘君） まず1点、下取りの部分については、この1,500万、下取りを条件にして入札はしておりません。ですから、入札は入札、購入入札は入札、それで下取りは別にまた売買の入札をして売っております。

それから、見積もり何社からとったかということなのですが、この5社からとっております。それで、町が必要とする仕様書を作成して各業者にこういう仕様で入札してくれというようなことでやりますので、当然その業者間にはばらつきはあったということでございます。

○議長（佐藤一美君） ほかにご質問ありませんか。

7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） 更新したブルドーザーのクラスは何トン級だったのか、以前のもの。

それから、当初予算の説明では11トン級を購入するという答えを聞いた記憶があるのですが、今回購入してみて14トンということで、金額では2,600万の当初予算から低いのであれですが、その予算の説明と実際購入した機器が違うのではないかと思うのですが、その辺についてお尋ねします。

○議長（佐藤一美君） 建設課長、室井一弘君。

○建設課長（室井一弘君） まず、更新して出した、売買をしました重機は11トン級でございます。その11トン級、TCMの11トン級なのですが、あくまでもその時点ではこれの更新ということで、補助サイド等の話し合いも更新ということで11トン級で進めていたというふうに聞いております。ただ、その11トン級、14トン級というのは、明確にここが違うという明確な何か基準がないそうなので、メーカーによっては11トン級が12トン級になったりというようなことで、今回更新するに当たりについてはプラウの長さとか馬力とか持っていくとコマツさんではこの14トン級、コマツという14トン級の機械がうちの仕様書に合うということで入ってきたということでございます。

（「はい、了解」の声あり）

○議長（佐藤一美君） ほかにご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号 雪寒建設機械購入契約についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第51号 平成26年度下郷町一般会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第52号 平成26年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第53号 平成26年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第54号 平成26年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第16 議案第55号 平成26年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（佐藤一美君） この際、この際、日程第12、議案第51号 平成26年度下郷町一般会計補正予算（第1号）、日程第13、議案第52号 平成26年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第14、議案第53号 平成26年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第15、議案第54号 平成26年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第16、議案第55号 平成26年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の5件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

（議案朗読）

○議長（佐藤一美君） お知らせします。間もなく昼食の時間となりますが、このまま会議を続行したいと思います。ご協力をお願いいたします。

本案について議案の説明を求めます。

議案第51号につきましては総務課長、星敏恵君、議案第52号につきましては町民課長、星昌彦君、議案第53号につきましては健康福祉課長、渡部善一君、議案第54号につきましては建設課長、室井一弘君、議案第55号につきましては産業課長、佐藤壽一君、順次説明を求めます。

総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） それでは、私から議案第51号 平成26年度下郷町一般会計

補正予算（第1号）についてご説明いたします。

既決予算の総額に1,266万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億6,266万1,000円とする内容でございます。

46ページをお開きいただきたいと思います。歳入につきましては、13款の国庫支出金、2項の国庫補助金につきましては、消費税の引き上げに伴いまして、子育て世帯の影響を緩和するとともに、子育て世帯の児童手当の支給児童対象に対象児童1人につき1万円を支給するためのシステム改修費として補助金226万3,000円が計上されております。同じく消費税の引き上げに伴い、低所得者に与える影響を軽減するための臨時的に給付対象者1人につき1万円を支給、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者には1人につき5,000円を加算して支給するための臨時福祉給付金システム業務委託費として133万6,000円を計上してございます。

13款同じく国庫委託金、3目の土木費委託金でございますが、これにつきましては会津南縦貫道路建設に伴う用地買収委託金として182万円計上してございます。

続いて、14款県補助金としては、4目農林水産県補助金では産地生産力強化総合支援事業県補助金としてソバ、麦用のコンバイン購入の補助対象事業費の809万1,000円の27.7%の補助として224万2,000円計上されております。同じく8目の商工費県補助金でございますが、消費者風評対策事業としてモニターツアーを実施し、下郷町の特産品を使用した料理やレシピをまとめたごちそうのおもてなしを活用した食の安全、安心をPRするために経費として500万円計上をされております。

続いて、47ページをごらんいただきたいと思います。歳出についてご説明いたします。歳出につきましては、歳入にご説明申し上げました事業に加えまして、4月1日の人事異動に伴う予算の科目がえによる人件費の計上が主なものとなっております。それでは、47ページにつきましては、先ほど申し上げました人件費等でございます。

続きまして、48ページの下郷ふれあいセンターの部分の施設修繕でございますが、これは屋根のシーリングが劣化したということで、その新たなシーリングを打ち直しということの経費でございます。

続きまして、49ページの戸籍住民基本台帳費、下の欄にありますが、備品購入費60万5,000、これにつきましては平成15年に購入したレジスターがレシートの印刷が切り込みカッターができなくなったということで、これについて購入する予算計上でございます。

続いて、50ページをお開きいただきたいのですが、民生費の目の社会福祉総務費、これにつきましては、先ほど歳入でご説明申し上げました臨時福祉給付金事業の計上でございます。需用費に14万8,000円、印刷製本費、委託費に118万8,000円ということで、歳入で133万6,000円計上していますが、同額歳出も計上となります。

続いて、老人福祉費、その下になりますが、28の繰出金、これにつきましては介護保険特別会計繰出金1万3,000円とございますが、これにつきましては先日正誤表ということでお配りしました1万3,000円が1万2,000円となる予算計上でございます。金額については、繰出金のマイナス56万6,000円となる数字となります。

続いて、51ページになりますが、最初の児童措置費の226万3,000円、子育て世帯に対

する臨時給付、特例給付委託でございますが、これにつきましても先ほど歳入でご説明いたしました同額を計上してございます。

続いて、52ページになりますが、52ページの予算書のほうでは入ってはいませんが、正誤表のほうで中央に4の衛生費ということでの上水道費が追加されまして、簡易水道事業の特別会計繰出金として3万3,000円が、これについては正誤表でごらんいただきたいのですが、そちらに3万3,000円計上をされております。

続いて、53ページでございますが、53ページの農林水産業費の農業振興費、これにつきまして先ほど歳入のほうでご説明申し上げましたが、コンバイン購入経費が事業費として809万1,300円、そのうちの県補助27.7%、金額で224万2,000円、それと町補助分15分の4ということで215万7,000円、この補助分の合計額が439万9,000円として予算計上されております。

それから、ずっとあとは人件費になっておりまして、飛ばさせていただきます。

55ページの商工費でございますが、これの観光費の委託料でございます。500万円計上してございますが、これも歳入でご説明しましたモニターツアーを4回ほど程度予定をしておりますが、10分の10ということで歳入と同額計上されております。

続いて、その下の段になりますが、土木費の土木総務費の4、共済費、社会保険料24万2,000円、7の賃金、臨時雇用事務補助員ということで157万8,000円が計上されておりますが、これにつきましても歳入でご説明申し上げました用地取得事務委託費として歳入の同額計上、182万計上されております。

続いて、57ページに入りますが、消防費の消防施設費でございますが、15番の工事請負費、これにつきましては消火栓の設置等の工事ということで、大松川のお寺の前に駐車場に消火栓があります。その消火栓がちょうど中央にあるわけなのですが、道路沿いに、今回車庫の建設と道路の舗装をしたいということで、消火栓の移設をお願いできないかということで、その計上、移設工事費として40万4,000円を計上してございます。その下の9万8,000円、消防施設の屯所でございますが、これにつきましては鶴ヶ池の屯所があるわけなのですが、大分古くなっていまして、トタン屋根が飛んでいる状態になっております。道路上で大変危険だということで、これにもつきまして緊急で9万8,000円ということで補助計上をしてございます。

続いて、58ページに入りまして、中学校費の工事請負費79万4,000円、扇風機取付工事ということで、これにつきましては特別教室の面積が大きいということで、それに対する設置台数の増ということで79万4,000円の計上をさせていただいております。

次に、59ページの教育費の保健体育費、中央のほうにあります。11の施設修繕料ということで143万円計上されております。これについては、この冬また大雪でもございましたので、特に町民体育館の玄関の床が剥がれているということで、これにつきまして今タイルからコンクリートにしながら改修工事をしたいということでございます。それと、駐車場のアスファルトの修繕ということで計上されてございます。

最後に、予備費でございますが、予備費につきましては左から3,400万という計上でございますが、次が1,724万1,000円から1,724万3,000円の、これも正誤表の中で訂正がさ

れております。次が1,672万7,000円となります。合計で1,727万3,000円の予備費が減額となっております。

以上、一般会計についてご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤一美君） 町民課長、星昌彦君。

○町民課長（星昌彦君） それでは、私のほうからご説明を申し上げます。

議案書60ページをお開きいただきたいと思います。議案第52号 平成26年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）ご説明を申し上げます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,016万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,983万1,000円とする内容でございます。今回の補正につきましては、平成26年度の被保険者に係る所得が確定したため再算定したもので、保険税の算出税率については昨年度と変更がございません。

それでは、内容につきまして歳出のほうから説明させていただきます。歳出、議案書69ページをお開きいただきたいと思います。まず、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費569万1,000円の減額補正ですが、これは先ほど総務課長からもお話あったように人事異動に伴う所要額の減額でございます。

次に、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費並びにその下の2目、退職者被保険者等療養給付費につきましては、財源の内訳の補正でございます。

次に、1枚めくりまして70ページをお開きください。2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、あとその下でございますが、2目退職被保険者高額療養費につきましても財源の内訳補正でございます。

次に、3款後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金4万円、その下4款前期高齢者納付金、1目前期高齢者納付金6,000円につきましては、支払基金から通知があった額による補正でございます。

それから、71ページをお開きください。6款介護給付金、1項介護納付金、1目介護納付金につきましては、財源内訳の補正でございます。

次に、7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業拠出金162万1,000円の減額補正、さらにその下2目、保険財政共同安定化事業拠出金の58万6,000円の補正増につきましては、これらにつきましても国保連合会での再算定によりまして、ことしの見込み額として通知されたものです。

次に、予備費でございますが、348万9,000円を減額し、1,672万1,000円とする内容でございます。

続きまして、歳入に戻らせていただきます。議案書66ページにお戻りいただきたいと思います。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税でございますが、当初予算編成時には今年度の所得の推計によりまして算定をしてまいりました。平成26年度分の所得が確定しまして、本算定をした結果、数及び被保険者数の若干の減少はありましたが、平成26年度分の所得の増加が見込まれたことによりまして、838万8,000円の増額補正をお願いするものです。その下、同2目退職被保険者等国民健康保険税につきまして、平成26年度分の所得が確定し、本算定をした結果によ

る6万円の減額補正でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金でございますが、平成25年度において医療給付費分の支払いが少なかったために、3,183万2,000円の減額補正になります。これは国の算定に基づくものです。

次に、3款国庫支出金、1項国庫負担金、2目高額療養費共同事業負担金の40万5,000円の補正減でございますが、これは国保連合会によりまして再算定をしまして、ことしの見込み額として通知されたものです。

次に、4款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、1目療養給付費交付金1,708万円の増額補正ですが、これは支払基金から通知があった内容でございます。

それから、次のページ、67ページをお開きいただきたいと思います。5款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金10万8,000円の減額補正につきましても、支払基金から通知があった額による減額補正でございます。

次に、6款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金の40万5,000円の減額補正につきましては、支払基金による算定でございます。

次に、7款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金223万2,000円の増額補正、その下2目保険財政共同安定化事業交付金63万2,000円の増額補正、これらは国保連合会が再算定をしまして、今年度の見込み額として通知されたものでございます。

次に、68ページをお開きください。9款繰入金、1目一般会計繰入金でございますが、これは先ほど申し上げましたように職員の人事異動に伴う人件費分の繰入額の減額分として569万1,000円の減額補正を行うものです。

以上が今回の補正の内容ですが、これらにつきましても去る6月3日の開催の第2回下郷町国民健康保険運営協議会におきまして適当である旨の答申を得ておりますので、申し添えます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤一美君） 次に、健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長（渡部善一君） それでは、72ページをお開きください。

議案第53号 平成26年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ53万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,262万4,000円とする提案内容でございます。

内容についてご説明申し上げます。それでは、79ページをお開きください。3の歳出についてご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費でございますが、1目総務管理費につきましては、人事異動に伴い職員給与等を57万8,000円減額計上するものでございます。

続きまして、5款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費でございますが、1目介護予防ケアマネジメント事業費、同じく4目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては、共済組合負担金率の引き上げにより増額計上するものでございます。

80ページをお開きください。10款予備費でございますが、財源調整により1万3,000円

を減額するものでございます。

次に、78ページをお開きください。2の歳入についてご説明いたします。3款国庫支出金、2項国庫補助金及び5款県支出金、2項県補助金につきましては、それぞれ増額計上するものでございますが、これは歳出で増額計上いたしました共済組合負担金率の引き上げ分をそれぞれ交付率により算定したものでございます。

続きまして、7款繰入金、1項一般会計繰入金でございますが、3目包括的支援事業費等繰入金につきましては、国庫支出金、県支出金同様に共済組合負担金率の引き上げによる1万2,000円の増額計上であり、4目その他の一般会計繰入金につきましては、人事異動に伴い職員給与等を57万8,000円減額計上するものでございます。

以上、介護保険特別会計の補正予算の内容についてご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤一美君） 次に、建設課長、室井一弘君。

○建設課長（室井一弘君） それでは、議案第54号 平成26年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

補正の内容について説明しますので、87ページをお開きください。87ページ、まず繰入金、他会計繰入金でございます。そこに3万3,000円を計上してあります。これは、人事異動によりまして人件費の増額分を一般会計から繰り入れするものでございます。

次に、9款県支出金の1項委託金でございまして、188万円を計上させていただきます。これは、倉檜地区の県営圃場整備事業内において水道管の移設工事が必要となったことから、その測量設計業務に係る委託金を県が負担するという事で、委託金188万円を計上しているものでございます。場所については、円福寺裏でございます。

1枚めくっていただきまして、88ページをお開きください。歳出でございます。簡易水道費の1項簡易水道費でございまして、給料、職員手当、共済費、それから19負担金補助及び交付金については、先ほど申し上げました人事異動による人件費でございます。13、委託料188万、これは今ほど話ししました檜原の圃場整備内の水道管移設工事に伴う測量設計委託料でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤一美君） 次に、産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 続いて、89ページになります。議案第55号 平成26年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本案は、歳出予算の補正でございまして、総額に変更はございません。その内容ですけれども、93ページになります。93ページをお開きいただきたいと思います。93ページ、1目農業集落排水費でございますけれども、節でいきまして2節給料から19節の負担金補助及び交付金まで人事異動に伴う減額補正でございまして、総額の258万6,000円につきましては予備費で調整してございます。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） 今回正誤表ということで私の大事な時間が大分移すのに費やされた

わけですが、どうしてこういった正誤表が出るような議案書、提出議案の補正予算になったのか、その原因をお聞きしたいのですが。お願いします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） 今回の補正につきましては、正誤表ということで大変申しわけございません。

それで、一般会計と特別会計の繰り入れ、繰り出し関係につきまして、単純なミスでございますが、チェックの部分がされていなかったのかなということで、その数字の差または漏れというふうになったわけでございます。こんな正誤表ということで大変申しわけございませんが、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤一美君） 7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） 今回訂正箇所が多岐にわたっていますので、本来ならばこれ差しかえという手法が適当だったのではないかと私は思うのですが、今後、1カ所、2カ所であれば正誤表でよろしいかと思うのですが、差しかえていただきたいと思いますので、その点よろしく願いいたします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） それでは、猪股議員がおっしゃいました、確かにわかりづらい部分もあったかと思いますが、予算書のほうについては差しかえをしたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤一美君） ほかにご質問ございませんか。

5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） まず、ページ数で申しますと51ページの保育所関係の人件費の関係ですが、要するに湯野上保育所、しもごう保育所の職員の想定数、枠は変わっていないのか、臨時も含めて。それで、湯野上保育所が5人で、今回このように300万、共済費含めて400万近くの増額補正になっておりまして、しもごう保育所はほぼ変わっていないということで、今回湯野上保育所、保育所の職員補充が2人、臨時から町職員、正職員になったという、そういったことも影響しているのかどうかお伺いいたします。

それから、ソバコンバインは、53ページの産地生産力強化総合支援事業で800万ほどのコンバインを購入するということでございますが、このコンバインどこに配属、どこの地区のソバコンバインを導入するのか。音金というふうにはいるのですが、間違いないかどうかお答え願います。

それから、55ページの土木費の件で、今回賃金で臨時雇用賃金として計上しております。今回南道路の関係の用地取得委託金というふうにお伺いしましたが、この事務補助員の職務内容。以前話を聞いておりますと、この用地取得に対して国交省よりその用地交渉に当たる方が2名ぐらい必要であるというような話を聞いておりましたが、それに該当するのがあるいはあくまでも単純に内部の事務事業の補助で対応するのか、その辺の中身につきまして、それから人数をお尋ねいたします。

○議長（佐藤一美君） 健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長（渡部善一君） まず、51ページの湯野上保育所、しもごう保育所の保育士数の関係でございますが、湯野上保育所につきましては昨年と同じ5人、正職員5人の人数でございます。しもごう保育所につきましては、25年度と比較しまして25年度は7人、そして今回26年度につきましては8人ということで、人数で1人増になっておりますが、当初予算では8人で見ておりました。

以上でございます。

（「それと、上がった原因」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 健康福祉課長、渡部善一君。

○健康福祉課長（渡部善一君） 湯野上保育所、しもごう保育所、それぞれ給料上がってございますが、これは人事異動によるものでございます。

（「だから、人事異動、まあいいや」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） 課長も申し上げましたが、当初の人数は変わりませんが、当初の張りつけが新採用の職員の張りつけということで給与額がぐっと減っています。それで、今回の人事異動に伴いまして、給料の高い方と言ったらおかしいのですが、そういうことに張りつけになったということで、その分の増額になります。

○議長（佐藤一美君） 産業課長、佐藤壽一君。

○産業課長（佐藤壽一君） 53ページになります。ただいまの3、農業振興費の補助金、産地生産力強化総合支援事業の補助金の行き先ということでございますけれども、これは音金の星竹美様、星竹美さんという方のほうに、機械ですけれども、機械はソバ、麦用コンバインの購入1台ということになってございます。

以上です。

○議長（佐藤一美君） 建設課長、室井一弘君。

○建設課長（室井一弘君） それでは、用地取得のための臨時事務補助員の件についてお答えします。

この事務については、会津縦貫南道路の合川地区のほうを町が担当するという事で、郡山国道事務所と協議し、委託金をいただくことになりました。人員は1名を予定しております。事務の内容については、今のところ用地取得事務ということなのですが、詳細については今後郡山国道事務所と協議していきます。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 5番、佐藤盛雄君。

○5番（佐藤盛雄君） ただいまのご答弁ありがとうございました。

用地交渉の南道路の関係ですが、1名ほど合川地区担当の事務補助員として考えているということですが、当然これには用地交渉に当たることも視野に入れるかと思うのですが、この業務は特殊な業務で、やはりそれなりの知識なり技術なり持っている方が必要かと思うのですが、その辺の予定する臨時職員の採用、それどのようにお考えですか。

○議長（佐藤一美君） 建設課長、室井一弘君。

○建設課長（室井一弘君） 今ほどの質問なのですが、先ほども言いましたように郡山国道事務所と委託の事務の内容については今後詳細な部分、概略的には詰まっておりますが、詳細の部分は今後の話になっております。また、人選等についても補正予算成立後、今後詰めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） ほかにご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号 平成26年度下郷町一般会計補正予算（第1号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第52号 平成26年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第53号 平成26年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第54号 平成26年度下郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第55号 平成26年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 平成26年度行政視察について

○議長（佐藤一美君） これから日程第17、平成26年度行政視察についての件を議題といたします。

本件につきましては、発議の朗読を省略し、お手元に配りました発議にてご了承願います。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。この件については、発議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、平成26年度行政視察についての件は発議のとおり決定しました。

日程の追加

○議長（佐藤一美君） 以上で上程されました議案は全部終了いたしました。

皆さんのお手元に追加議案が配付されております。さきに開催されました議会運営委員会におきまして、議案審議終了後直ちに日程に追加し議題とする旨の協議がなされ、了承されております。したがって、町長提案理由の説明、議案第56号 副町長の選任についての件を直ちに日程に追加し、議題とします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、町長提案理由の説明の件、議案第56号 副町長の選任についての件を直ちに日程に追加し、議題といたします。

追加議事日程を配付します。

（資料配付）

○議長（佐藤一美君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1 町長提案理由の説明

○議長（佐藤一美君） 追加日程第1、町長提案理由の説明を行います。町長から提案理由の説明を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、議員の皆様には大変お疲れのところ、追加議案の提案理由についてご説明を申し上げます。

議案第56号 副町長の選任についての件でございますが、昨年6月18日からこれまでの間、副町長が不在となっております。今回追加議案によりまして、副町長を選任したく提案するものでございます。副町長に選任したい方は、下郷町大字沢田字中丸乙465番地、玉川一郎氏であります。玉川氏は、昭和49年3月、神奈川大学第二経済学部経済学科を卒業され、同年4月1日、役場人事事務補佐員として、昭和52年には町事務吏員として奉職、以来38年間にわたり本町行政の進展に努めてこられました。その間産業、総務、教育委員会の事務関係に従事し、総務課では広報担当として町民ニーズを意識した広報づくり、教育委員会では本町のさらなる教育の充実を図るため、本分校の統廃合に尽力、平成18年4月からは総務課主幹として新人職員の研修等を実施し、職員の行政サービス、意識の向上に努めました。また、国が進める集中改革プランの作成など、行政全般においてご尽力いただきました。平成20年3月31日から平成24年3月までの4年間は、議会事務局長として円滑な議事運営のための補佐役として、また町民の代表である議員の方々の議員活動をサポートし、本町の議会運営に携わってきました。このことから、町政全般にわたってご活躍できるものと確信し、副町長に選任をいたしたいと存じますので、ご議決を賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

追加日程第2 議案第56号 副町長の選任について

○議長（佐藤一美君） 追加日程第2、議案第56号 副町長の選任についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井哲君。

（議案朗読）

○議長（佐藤一美君） お諮りいたします。

本案につきましては、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第37条第2項の規定により議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号 副町長の選任についての件は議案の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

10番、星輝夫君。

○10番（星輝夫君） 10番の星でございますけれども、今の件について質問させていただきます。

この件につきましては、25年の12月の19日に一般質問いたしました。そのときの答弁

の中で、町長さんは年度末に一応提案説明したいと言ったのですけれども、今回おくれた理由は何だったのでしょうか。その点を説明よろしく願いいたします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 10番の星輝夫議員に対しての一般質問でのお答えは年度末ということで考えておりましたけれども、私の考えが、意思が通らない場合、通る場合もいろいろございまして、今回の6月の提案となったのでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 10番、星輝夫君。

○10番（星輝夫君） 今回一応おくれまして、それで町政に支障はなかったのでしょうか。

今回6月ですけれども。その点よろしく願いいたします。

○議長（佐藤一美君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 今提案理由の説明の中でも、昨年の6月18日から空席となっておりまして、大変町民の方にはご迷惑をおかけしましたので、この6月議会追加議案として提案しましたので、ご理解いただきたいと、こう思います。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） ほかにご質疑ありませんか。

8番、室井亜男君。

○8番（室井亜男君） ちょっと聞いてみたいのですが、この方は桃曽根区の区長様であるということをお聞きしておりますが、そうした場合に各行政区の区長という者は役場との連絡員で駐在員というものになられる。その駐在員という者は、町長が委嘱するということになってございます。駐在員という規則というのか、条例というのか、そういうのあるわけですが、そうした場合にその駐在員という者は町が報酬を支給すると。そうした場合に、この方が副町長になった場合にももちろん報酬というのか、いただくわけで、そういうようなものは何ら支障はないのかどうか。要するに副町長を町長が任命をし、さらには駐在員という者を町長が任命をする、そうすると2つ任命をするということ、そういうことに対して報酬がつきものでございますが、そういうふうなことは何ら支障はないのかどうか、一言お伺いいたします。

○議長（佐藤一美君） 総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） 報酬に関しては、法的には大丈夫なのかなというふうに思われます。それで、行政区の区長さん、イコール駐在員ということで町長が委嘱しているわけですが、それにつきましては、選任後になるかと思うのですが、そういった形で駐在員の部分については検討いただくということになるかと思っております。

報酬等については、駐在員がやめるというような場合については、駐在員の報酬につきましては日割り計算という形になります。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 8番、室井亜男君。

○８番（室井亜男君） 何か口ごもってるみたいな感じで、やめるというようなことをちらっと言っているみたいな、言わないみたいな、そういうようなことが。ですから、例えばこれがまかり通るということになれば、役場職員の今の現職の職員が各行政区の区長になったと、そういうふうなことで役場職員が駐在員、町長が任命をする、すると職員で給料をもらう、駐在員の報酬をいただくと、こういうふうなことに何ら差し支えかえはないのかどうかと、こういうふうなことにもなるわけでございますので。ですから、はっきりやっぱりここが、この方がやはり通ったならば、町長として本人に副町長に任命を頼んできているわけですから、そうした場合には通った場合には、副町長に任命をされた、議会が通ったならば、行政区長というものをやはりやめてもらうというようなことにもならざるを得ないのかなと。そういうふうなことになれば、駐在員というのは区長である、区長という者は各行政区から皆さんでもって選ばれているのです。行政区からね。ですから、ここが難しいところで、ではここ、玉川一郎さんが桃曽根区ですが、桃曽根区の人たちから選ばれているわけですから、非常に副町長になったから、やめてくれというようなこともなかなか難しいのかなというようなことでございますが、この方が副町長に選ばれた場合に駐在員というものはどうなるのか、もう一回町長、お願いします。

○議長（佐藤一美君） 町長、星學君。

○町長（星學君） ただいまの質問につきましては、十分に協議させていただきたいと思えます、本人と。よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（佐藤一美君） ほかにご質問ありませんか。

７番、猪股謙喜君。

○７番（猪股謙喜君） 決定すれば、ご本人と協議して、区長なり駐在員の職をどうするかということを協議されるというお話であろうと想像しますが、まず法的に副町長と区長並びに駐在員が両立してもよいのかどうかというのをお尋ねいたします。

○議長（佐藤一美君） 町長、星學君。

○町長（星學君） その件につきましては、法に合致し、違うことはないということです。法には兼務しても大丈夫だということです。

以上です。

○議長（佐藤一美君） ７番、猪股謙喜君。

○７番（猪股謙喜君） その大丈夫だという法律を示していただきたい。お願いします。

○議長（佐藤一美君） 答弁を求めます。

総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） それについては時間をいただきたいと思います。

○議長（佐藤一美君） ７番、猪股謙喜君。

○７番（猪股謙喜君） これから議決なり審議があるのですが、時間は差し上げますが、その回答がないと議決まで行けないのではないかと私は思うのですが、どのぐらい時間を差し上げれば回答できるのでしょうか。

○議長（佐藤一美君） 総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） それでは、ただいまからその件について調べて、できるだけ早い時間にお示ししたいというふうに思います。

（「暫時休議だ」の声あり）

○議長（佐藤一美君） それでは、暫時休憩します。（午後 零時53分）

○議長（佐藤一美君） それでは、再開します。（午後 1時00分）

答弁を求めます。

総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） それでは、先ほどの質問でございますが、兼職の部分でございますが、それにつきましては、地方自治法の166条になりますが、副知事及び副市町村長の兼職、兼業禁止及び事務引き継ぎということで、副知事及び副市町村長は検察官、警察官もしくは収税官吏または普通公共団体における公安委員会としての委員を兼ねることができないというふうな形での表現でございます。

○議長（佐藤一美君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 大変時間かけて、お疲れのところ大変でございます。

ただいま総務課長がご説明したとおりですので、何ら法に触れることはないと思えますけれども、辞令交付時に駐在員についてのお話はさせていただきます。まだ決定していないところで、またその辺は行政区とのかかわりもございますので、その辺は十分協議させていただきたいと、こう思います。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） 7番、猪股謙喜君。

○7番（猪股謙喜君） 先ほど地方自治法の兼職ができないものということで総務課長が述べられました。行政区長、駐在員はそのできないというところを書いていないから、可能であると、解釈しなさいということでよろしいのか、まず1つ確認いたします。ということは、今の身分のまま、まだ行政区長も辞職していない、駐在員も辞職していませんので、もし決まれば、辞令を出せば決定、兼職ですよ。法に触れないであろうけれども、兼職という形になることが強く想定されますね。ですから、それは法律に違反しないという解釈でいいということで、それをまず確認します。そういう解釈でいいのかどうかお尋ねします。

○議長（佐藤一美君） 総務課長、星敏恵君。

○参事兼総務課長（星敏恵君） ただいま条文を読み上げましたとおり、駐在員については法的には抵触しないのかなということでございます。

（「了解しました」の声あり）

○議長（佐藤一美君） ほかにご質問ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（佐藤一美君） これで質疑を終わります。

お知らせいたします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第56号 副町長の選任についての件を採決します。

(「議長」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 7番。

○7番(猪股謙喜君) 採決に当たりましては、投票によつての採決をお願いしたいと思います。

(「賛成」の声あり)

○議長(佐藤一美君) ただいま猪股謙喜君から無記名投票の要求がありました。賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(佐藤一美君) 3人以上に達しておりますので、投票表決の要求は成立しました。よつて、議案第56号 副町長の選任についての採決は無記名投票により行います。暫時休憩します。(午後 1時07分)

○議長(佐藤一美君) 再開いたします。(午後 1時14分)

議場の出入り口を閉じます。

(議場閉鎖)

○議長(佐藤一美君) ただいまの出席議員は、議長を除き11名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によつて、立会人に9番、山田武君及び8番、室井亜男君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(佐藤一美君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長(佐藤一美君) ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。無記名投票です。本案を可とする者は賛成と、否とする者は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第80条の規定により否とみなします。

議会事務局長より議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

(点呼・投票)

○議長(佐藤一美君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤一美君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

9 番、山田武君及び 8 番、室井亜男君に開票の立ち会いをお願いします。

それでは、開票をお願いします。

(開 票)

○議長（佐藤一美君） 投票の結果を報告します。

投票総数11票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合しております。うち有効投票11票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、賛成 7 票、反対 4 票、以上のとおり賛成が多数です。

したがって、議案第56号 副町長の選任についての件は原案のとおり可決されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長（佐藤一美君） 先ほど 5 番の佐藤盛雄君からの質問に対し、町民課長、星昌彦君より答弁を求めますので、よろしくお願いします。

星昌彦君。

○町民課長（星昌彦君） 先ほどの議案第49号、37ページでございますが、率はどうだったのかということで、率なのですが、94.7%になってございます。

以上でございます。

○議長（佐藤一美君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第 7 条の規定によって本日で閉会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（佐藤一美君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会とすることに決定しました。

これで会議を閉じます。

平成26年第 2 回下郷町議会定例会を閉会いたします。（午後 1 時 2 2 分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 6 年 6 月 1 3 日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員